

令和2年第1回大洗町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年3月9日（月曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	11番	坂本純治君
12番	菊地昇悦君		

欠席議員（1名）

10番 海老沢功泰君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小谷隆亮	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	大須賀瑞樹	総務課長	清宮和之
税務課長	五上裕啓	住民課長	本城正幸
福祉課長	小林美弥	こども課長	小沼正人
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	磯崎宗久
都市建設課長	渡邊紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	米川英一
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防長	内藤彰博	会計管理者兼 会計課長	江橋浩司

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	石井健志
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。傍聴人の皆様へ申し上げます。朝早くからおいでくださいまして、誠にありがとうございます。皆様においでいただくことが、議員、執行部の励みとなります。今後とも宜しく願いたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるよう、願いたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては、禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しく願いたします。

なお、今定例会では、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、議員、執行部一同、マスクを着用しております。

傍聴者の皆様におかれましても、マスクの着用および入場時のアルコール消毒液による手の消毒、咳エチケットのご協力をお願いいたします。

開議 午前 9時31分

◎開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は11名であります。
本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 石山 淳君、6番 柴田佑美子君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） 本日の議事日程および執行部の出席者名簿をお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（小沼正男君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要綱は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

◇ 柴田 佑美子 君

○議長（小沼正男君） それでは、6番 柴田佑美子君。

[スクリーンを使用しての質問]

○6番（柴田佑美子君） 本日は、朝早くから傍聴ありがとうございます。6番 柴田佑美子でございます。

質問に入る前に、現在、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されております。世界中で大勢の方が亡くなられております。心よりお悔やみ申し上げるとともに、一日も早い感染の終息が迎えられるよう対策が求められております。本町といたしましても、刻々と変化する状況に対応しながら、町民の生活を守る対応と対策を進めていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、本日2本質問させていただきます。「町民の終活支援 行政で推進を」、そして「町のSDGs推進の取り組み」ということで2つ質問させていただきます。

まずはじめに、「町民の終活支援 行政で推進を 元気な間に人生会議」。

皆さんは、人生会議と聞いて、どんなことを思い浮かべるでしょうか。昨年末、厚生労働省が提唱する人生会議が話題となり、人生会議とは死を迎えるに当たって自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療者たちと共有する取り組みのことです。これを普及する目的で作製されたポスターが患者や遺族を傷つける内容であるとの指摘を受け、回収されました。皆様の記憶に新しいのではないのでしょうか。

このようなことがあり、改めて大変デリケートな内容であるとともに、大変重要なことであるということを申し上げ、今回質問に取り上げさせていただきました。

人生会議は、アドバンスケアプランニングという米国から導入された取り組みです。その米国では、治療を拒否する権利や家族には病院を知らせない権利が患者に保証されています。どんな最期を迎えたいかは人それぞれであると思います。正解がないからこそ、みなが元気なうちに考えておかなければならないでしょう。

ここで質問に入りたいと思います。現在、町の終活支援の取り組み状況についてですが、昨年8月より75歳以上の後期高齢者保険証配布時に、この資料を一緒に送付していると伺いました。人生会議は大事ですよという周知かと思いますが、送付後の効果など状況を説明お願いいたします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

確かに柴田議員がおっしゃいますように、自分の人生の最期の迎え方を決めておくということは非常に大切なことです。

最近なんですけれども、救急の現場においても非常に困ったことが起きておりまして、倒れたご

本人は事前に延命治療、心肺蘇生を望まない旨をご家族や医師や、それから看護師、介護職員等に話していたんですけれども、その情報が共有されていなくて、実際に倒れた現場にいた家族は、やっぱり面食らってしまったって救急を呼ぶんですけれども、そのご本人の心肺蘇生を望まないという意思が尊重されない、とりあえず医療機関に運んで欲しい、どうしていいかわからないっていう家族の思いで、やはり救急が呼ばれるんですけれども、そこでやっぱりうちの親は心肺蘇生望んでなかったんですって口頭で、救急で呼ばれた救急隊員が心肺蘇生をできないっていう、その何ていうんですか、もどかしい現場が増えていると報告があることが増えております。ちょっと押さえておきたいんですけれども、救急隊員というのは、救命が役割ですので、心肺停止状態の患者さんがおられた場合には、速やかに心肺蘇生を実施するっていうことが基本の活動になりますので、ですので、じゃあ延命措置を望まない人の場合は、じゃあ何をすべきなのか、救急を呼んでいいのか、違うところに声を掛けるべきなんじゃないかって、そこまでやはりご家族のほうも考えておかなければいけないっていう現状があるんですね。確かにおっしゃいますように、自分の最期の迎え方を決めておくことはとても大事なんですけれども、そのことがご家族にとっても、ご家族が何をすべきなのか、ご本人の希望をかなえてあげられるかどうかっていうのの指針というか、心のよりどころになるものなんですけれども、どうしても“死”っていうものを意識させる話題になりますので、なかなかそれがご家族間で取り上げられる話題にはならないのかなっていうのは私も理解はできるんですね。ただ、この話題についてはやはり避けては通れない問題ですので、やはりご本人、ご家族が、やはり双方が元気なうちに話題として取り上げていただかないと、ご本人が病気になってからでは、やはり家族間で今度ね、いろんなトラブルが発生したりしますので、必ず元気なうちにさせていただきたいなと考えております。

今お話いただきましたように、福祉課では人生会議について考えるきっかけになって欲しいなということで、昨年ですね住民課のご協力をいただきまして、75歳到達で送付いたします後期高齢者医療保険の保険証を送る際に、こちら、画面に映っております「うちもそろそろ人生会議しよう」というチラシをですね同封させて、啓発を行っております。

その効果としましては、明らかにグンとこう相談が伸びたとかそういった形ではちょっと見られないんですけれども、やはりこの夏のチラシ配布直後には、窓口のほうにご相談に訪れてくださる方が若干名増えるぐらいなどの多少の反応は見られております。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ありがとうございます。

次に、町ではこの終活ノートが作成されております。内容は、このようなことで、まず最初に「終活ノート」ということで、「私のこと」情報が出ておりまして、介護保険番号ですとか、年金のこと、そして次のページめくりますと財産についてとか、所持している口座について、毎月の生活費ですか、電気料とかガス料金がどれぐらいかかって、何日にどの口座から引き落としがされる。そして不動産情報、クレジットカード情報、あとは介護・医療についてということが出ておりまして、本人の希望が記入できるようになっておりまして、また、お葬儀のことにも触れております。

このようなノートが町で作成されておりますけれども、この終活ノートの活用状況や福祉課窓口にてこの終活ノートはいただけると思うんですが、地域の方と話をしておりますと、まだまだその状況が周知されていない状況がわかりました。そして、この認知状況、町の方へのお知らせ状況など、現在どれくらい配布されている状況があるんですとか、活用されている状況、詳しくはわかりませんと思いますけれども、わかる範囲で結構です。お答えいただけますか。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） その終活ノートですね、ちょっと失念いたしましたが、数年前に、これも水戸市を中心とした定住自立圏の共同事業の一環としまして、エンディングノートということで緑っぽい色で作成されたのが確か200部あったかと思うんですけれども、それは既に配布し切ってしまいました。それがなくなってしまったので、新たに今回、町としてピンク色の装丁で「終活ノート」という形で増刷をしておりますところでございます。

この終活ノートなんですけれども、普段から福祉課の窓口と、あと社会福祉協議会の窓口で配布しておりますので、PR、ここでさせていただきます。

それですね、その効果というか活用状況なんですけれども、やはりこの終活の話、なかなかテーマとしてオープンに話しにくいものでございます。自分の終活、最期についてどう考えているって一言ぽって出た時に、やはり一般的な感情としては、寂しい話だねえとか、縁起でもないねえっていう、そういった反応が返ってまいります。どうしても広く老若男女を対象といたします行政といたしましては、自分の最期について考える真剣さっていうんですかね、やはり10代、20代の方は、まだまだ先のことから、どちらかというと他人事に考えてますし、じゃあ70代、80代の方はっていうと、より本当に真剣に考えてらっしゃる方もいるし、逆に目を背けて、考えたくないっていうことで目を背けてらっしゃる方もいるので、その辺の広報の仕方も非常に神経を遣っております。ですので、比較のご自分の健康に興味を持ってらっしゃる方とか、あとは介護のことに興味のある方っていうのは、そういった終活に関してもなじみやすいかなってちょっと考えまして、福祉課で毎年行っております介護予防の研修であるとか、そういった類いの講習会の際に、傍らにエンディングノートを置いておきまして配布しておるといった状況でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） このほか、今、多々課長のほうから答弁いただきましたけれども、終活については広報おおあらいに何度か掲載していただいているとか、取り組みが見られます。家族にしてみますと、やはりご答弁いただいたように、一歩なかなか具体的に踏み込んでいけない難しさ、また、うちはまだ大丈夫など先送りしたい気持ちがどうしてもわいてしまいまして、内容が内容のため、暗い、重いイメージがあるかと思えます。

以前、知人にこのようなことを打ち明けられたことがありました。先ほども救急隊員の例のお話がありましたが、そのような内容でした。前日まで元気だったお父さんが倒れてしまい、病院に救急搬送。家族みんなが動揺する中、延命治療が施され、今も意識が戻らない状況なんですと。大変な状況のなか、治療の説明が医療従事者よりあり、承諾書類へのサインをされたのだと思います。

全くその記憶がないとっておりました。このようなことは、高齢でなくても起こり得ることだと思います。

元気な間に人生会議、本人だけでなく残された家族にとっても大切なことです。どんな介護を受けたいのか、どんな医療を希望するのか。先日、このような記事を目にしました。岩手県北上市の市民の終活サポートの取り組みの様子が紹介されておりました。市民や行政、医療、介護関係者などが参加し、突然病院から余命2カ月を宣告された想定で、人生の最期に自ら望む治療やケアなどの事前の心づもりについて話し合いがされました。市が作成された「私の希望ノート」、大洗町でいいますとこの「終活ノート」になるかと思うんですけども、これを各参加者が利用しながら地域ぐるみで終活を考え、自分らしい人生の生き方を探っていく内容でした。認知症になった際の生活場所や金銭管理を手伝って欲しい人、延命治療への意思、葬儀の希望などを記入、意思決定能力が低下する前に自分で終末期までの過ごし方を計画する。元気な時から話し合い、心づもりすれば、自分も周囲の人も安心できると強調しておりました。

各自思っただけでも、家族で話し合いをするハードルが高いため、一歩踏み込んだ話し合いができない状況ではないでしょうか。そのきっかけづくりになるような取り組みではないかと感じましたが、このような一歩踏み込んだ取り組みが本町でもできないでしょうか。何かありましたらお答えをお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 今ご紹介いただきました北上市でしたか、非常に何ていうのかな、先進的な取り組みをなさっているなど今拝聴いたしました。

まず、大洗町の町民に対しての福祉側からのアプローチなんですけれども、まずは終活って大事だよ、人生会議って大事だよということと同時にですね、先ほども申し上げましたように、家族が倒れた時に救急車を呼ぶ前に、こういった手もあるんだよっていう情報を知っていただきたい。救急車を呼ぶっていうことは、すなわちそれは延命を最優先にすることになりますので、もし自分の家族が延命したくないんだっていう意思を表示していた場合、じゃあ救急車呼ばないで、どこに連絡をすればいいのかっていう、そういった選択肢を知っていただきたいと考えております。

それで、福祉課としましては、在宅医療・介護連携推進事業というのもやっております、実は昨年3月24日に、ゆっくら健康館において「いつかやってくる人生の最終段階 あなたはどう生きるか」という題名でですね、在宅医療、訪問医療ですね、それを中心に活動なさっておられるドクターにご講話をいただいたところです。

訪問医療を専門とするドクターからですね、手術可能ながんとか心筋梗塞とか、そういったものってというのは、病院に直ちに運んでいただいて、病気根絶を目的とする戦う医療を施すべきなんだけれども、どうしても病院で病気を根絶するっていう目的が優先されますので、どうしても医学の事情が優先されて、患者さんの自分らしさとか、患者さんの感情とか、そういったものはどうしても二の次になってしまうんですよっていうお話、それから、高齢者の最終的な、人生の最終段階に起こり得る認知症であるとか、あとは脳卒中などの後遺症なんかですね、ちょっと麻痺が残った

りとか、そういった病気っていうのは、病気の根絶っていうのがなかなか難しい。それに対する医療っていうのは、やはり支える医療、患者さんの生活の質であるとか、個人の尊厳であるとかを優先させて、病気をうまくコントロールしながら支える医療が大事なんですっていうお話をいただきました。その支える医療っていうのが病院に運ぶ医療ではなくて、在宅で受ける在宅医療ですっていうお話でした。在宅でできる医療は、点滴であるとか、採血であるとか、あとは吸引ですね、痰なんか絡んでいる吸引ですとか、人工呼吸器の管理などと意外と幅が広いんですよという話であるとか、あとは独居であっても在宅で看取することは可能で、どちらかというドクターがいるかいないかよりも、24時間365日対応してくれる訪問看護ステーションの看護師さんがその地域にいるかどうかっていうのもものすごくキーなんですっていう話をいただきました。

それからですね、その際に、実際に在宅医療、在宅介護の現場からとして、町内のひぬま苑の主任ケアマネージャーさんと、あと訪問看護ステーション大洗の看護師さんから、実際に町内であった実例をお話していただきました。様々な関係機関、医師、看護師、薬剤師、訪問介護員なんかが連携したチームで対応しなければいけないということ、それで対応してご本人と家族の思いに沿った看取りが支援できた事例であるとか、あとはご本人の家で最期を過ごしたい。でも、ご家族は、できれば病院に入院して欲しいって、そういうご本人、家族間の心の揺らぎなんかに寄り添った実例をお話していただいて、非常に内容の濃い有意義な講演会になってございます。その時の感想としましても、町民の皆さんから、入院と在宅介護についての勉強になりましたっていうのはもちろんなんですけれども、自分はやっぱり最期は病院って決めてたんだけど、これからちょっとしっかり考えてみたいとか、あるいは“死”に関わる話でなかなか難しいんだけど、帰ってちゃんと家族と話し合ってみてみたいとか、そういった積極的な意見、感想が見られました。開催した意義があったかなと私どもも考えております。

またですね、最近ようやくといっちはあれなんですけれども、このエンディングノート、終活ノートについての勉強会をなさる、そういった町内のなかの団体も出てきておるようで、やっと自分の人生の終い方というのを自分事として捉えるようになった、そういった町民の意識が変わってきたのかなというのを私どもも手応えとして考えております。

私どもとしましては、毎年、在宅医療・介護連携推進事業の一環としまして研修会を開催しております。今年の1月には「コラボラボin大洗」といたしまして、一般町民であるとか医療・介護職員、それから行政によりますワークショップを開催しまして、町民がずっと住み続けられる大洗町であるためにクリアすべき課題は何かということについて話し合いました。こちらについては、広報誌「広報おおあらい」の3月号に掲載させていただいておりますので一度お目通しいただきたいと思います。

人生の最期、終い方を考えるっていうことはですね、すなわち自分が最後までどういう生き方をしたいのかっていうこととイコールになりますので、町民の皆さん一人一人ですね、ご自分がどう生きていきたいのか、大切な自分のこととして興味を持って、是非元気なうちに家族で話し合う機会を設けていただきたいと思います。行政としましても、今後とも啓発活動に情報提供等、周知

に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 是非どんどん情報を発信していただいて、この取り組みを前進させていただきたいと思いますので宜しくお願ひいたします。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。「町のSDGsの取り組み 窓口アイコン表示で推進加速を」ということで質問させていただきます。

SDGsについては、平成30年第3回定例会でも少し触れさせていただきました。今回は、今後本町がSDGs行動の10年としていくための取り組みについて質問させていただきます。

まず、SDGsについて、国連は地球を取り巻くあらゆる課題の解決を目指し、持続可能な開発目標SDGsを2015年9月、国連サミットで採択いたしました。SDGsには貧困や飢餓の根絶、環境の保全といった17の目標と169のターゲットが設定されています。17の一つ一つの項目は互いに関連し合い、経済、社会、環境の様々な課題の糸口となります。こうした壮大な目標を掲げるSDGsを国連の全加盟国が合意できたことは、非常に有意義であり、いわば地球のマスタープランと例えることができます。

SDGsでは、貧困の撲滅をはじめ、キーワード「誰一人取り残さない」、包摂的な社会を創っていくことが重要であると強当されています。内閣府は19年、SDGsに関する自治体の取り組みの状況を調査しています。採択より5年が経過し、SDGsを推進している自治体は13.4%ということがわかりました。具体的には、自治体内部の勉強会や地域住民向けセミナーの開催、地方版総合戦略への明記、環境基本計画などへの反映です。

これまでの公明党の取り組みとして、党内にSDGsの推進機関をいち早く設け、与党の立場でSDGsの主流化をリードしてきました。例えば、気候変動や海洋プラスチックごみ問題も含め、海洋環境保全、防災対策などです。加えて、SDGsには世界の食料廃棄を半減するという目標もある中で、公明党が主導して食品ロス削減推進法を成立させました。食品ロスの削減は、現在、社会運動になっています。更にSDGsを国内に広げていくための資金的な支援をするため、金融機関で長期間取引がなくなった休眠預金を活用するよう法整備を進め、この春からNPO法人など民間団体の資金として生かされることになりました。

子どもの貧困対策の一環として未婚のひとり親支援の拡充にも取り組んでいます。こうしたこともSDGsの一環だといえます。昨年、国連総会では、目標達成期限2030年までを行動の10年とすることが国連のグテレス事務総長より提唱されました。

ここで質問いたします。本町での現在のSDGsの取り組みはありますか。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） ただいまの柴田議員からの質問に対してお答えいたします。

現在、町におけるSDGsに関する取り組みでございますけれども、国が2019年12月に策定しました「SDGsアクションプラン2020」におきましては、地方におけるSDGsの推進も位置付けられているところでありまして、地方公共団体にもSDGsの推進の役割が期待されているところ

でございます。

現在、町におきましては、昨年11月に開催されました県主催の講演会の出席のほかですね、SDGsの取り組みを展開するための情報収集のほうを行っている状況であります。

SDGsの掲げる17の目標ですけれども、雇用の創出、産業の振興、教育の充実など、既に町の総合計画や総合戦略に掲げられている目標とも重なるものが数多くありますので、そういった意味ではSDGsの理念そのものにつきましては、おおむね町の施策に取り込まれているものというふうには考えております。

特に大洗町におきましては、水素社会の実現に向けて日本原子力研究開発機構において進められているHTTRの技術開発に協力していますほか、クールチョイスを宣言しているなどですね、循環型社会の構築や地球温暖化対策など、地球規模の課題への対応にも力を入れているのかなというふうには思っております。

ただ、しかしながらですね、議員ご指摘のとおり、ちょっと職員も町の施策や事業に関連していると、SDGsが関連しているというふうな意識というものがまだまだ少ないのかなというふうに思いますので、SDGsを効果的に推進するためにも、職員が意識して取り組める環境づくり、体制を整えていくことが必要かなというふうに思っております。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ただいまの総合計画で策定されている取り組みは全て繋がっているというご答弁をいただきましたけれども、先日、議会全員協議会にて第5次大洗町総合計画、期間の延長について説明をいただきましたが、今後計画される第6次大洗町総合計画への具体的なSDGs達成に向けた取り組みの明記をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 再度の質問に対してお答えいたします。

国が2019年12月に策定しました「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましては、SDGsの理念を踏まえた地方創生を推進し、様々な地域課題の解決や持続可能なまちづくりを進めていくとされております。また、昨年12月に改訂されました持続可能な開発目標（SDGs）の実施指針、改訂版のほうですけれども、そちらにおきましても地方自治体における各種計画や戦略、方針、個別の施策においてSDGsの要素を反映させることが期待されているところでございます。

町におきましても、先ほど議員のほうからお話ありましたとおり、令和2年度に第6次総合計画、また、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を控えております。策定に当たりましては、SDGsの考え方を取り入れて一体的な推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

一方で、SDGsを推進していくためにはですね、職員をはじめ町民の方々がSDGsをしっかりと理解することが重要でありますので、職員に対しましてはSDGsの本質を理解し、SDGsの視点を町政に生かすことができるよう、計画策定にあわせて職員説明会などをですね実施するとともに、町民の方々に対しましてもSDGsの理解に向けた普及啓発のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 積極的な前向きなご答弁ありがとうございます。

次に、地方自治体の取り組みは全てSDGsに繋がっているということを申し上げ、福祉課の取り組みについて触れさせていただきます。

私は、平成29年第4回議会定例会で「ヘルプマーク導入」について触れさせていただき、今回、再度取り上げさせていただきますが、昨年末、地域の方より、このような話を伺いました。長期にわたり自宅で過ごしてきた娘さんの話です。昨年、難病であることがわかり、指定疾患特定医療費の申請の手続をするために水戸市にある保健所に行った時のことです。カウンターに設置してある見慣れないマークに気付き、担当の方より説明をその時伺ったそうです。それがこのヘルプマークでした。ヘルプマークとは、障害や疾患などがあることが外見ではわからない人が支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることで支援を受けやすくするように、東京都福祉保健局が2012年につくったマークです。周囲の人が、このマークにより何らかの支援や配慮を必要としていることがわかります。そして、援助のための声掛けがしやすくなります。また、ヘルプカードについては、ストラップ型のヘルプマークとは異なり、普段は携帯しており、必要な時に取り出して使うものです。カードには支援してもらいたい内容が記載してあります。娘さんは、その場でヘルプマーク、ヘルプカードを発行してもらったそうです。娘さんは筋肉が徐々に衰えてしまう難病で、例えば道路の小さな段差でもつまづいてしまうそうです。また、つまづいたらすぐに立ち上がることが難しいため、近くの方の手助けがあると大変心強いとのことでした。外見だけでは、そのような難病であることはわかりません。今現在は水戸市にある職場まで大洗鹿島線を利用して通勤しています。バッグにはヘルプマークを下げ、そしてヘルプカードは常時携帯しているとのことでした。この話を伺い、町での周知徹底が足りてないのではと感じました。

ここで福祉課長に質問いたします。ヘルプマークは県内でも市町村の取り組みが進むなか、昨年、県の取り組みとしてスタートいたしました。それに伴い本町での発行が開始されましたが、本町ではいつから始まり、どのような周知がなされたのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） ヘルプマークでございますけれども、実は私どものほうではですね、私が福祉課に着任した直後、2年前ですねヘルプマークの啓発活動を推進しておられます東京のNPO団体の方々のご訪問を受けまして、この趣旨説明を受けております。大変その中身について大いに賛同できたものなんですけれども、やはり町単独でヘルプカード、ヘルプマーク、あるいはポスターなんかを作製するとなると、やはりちょっと経費的に、たくさんつくれば安くね済むんですけども、単体で少ない枚数、件数でつくるとなると、なかなかちょっと予算のほうで確保できないということで、茨城県あたりが総合的に活動して、作製をしていただけるのであれば有り難いんですけど、というお話を申し上げた記憶もございます。

2018年に訪問を受けまして、その趣旨については大いに賛同できましたので、2018年8月号の広報誌にまずこのヘルプマークを御存じですかということの記事掲載をさせていただいております。

その後ですね、その団体の皆様、茨城県のほうにお話をもっていかれまして、県のほうでもその趣旨に賛同して、県でまとめてヘルプマークを作製していただき、各市町村に割り当てで配布するよ
うにということで下りてまいりまして、そこから大洗町でもヘルプマーク、ヘルプカードのほうを
町民の皆さんに配布いたしております。

このヘルプマークなんですけれども、今、議員おっしゃいましたように、一見すると健常に見え
る方で、それでも助けが必要な方が持つことで、周囲に助けが欲しいことというのを示すことがで
きます。また、周囲の方もどうされましたかと声を掛けやすくなる、そういう思いやりの架け橋と
なるツールでございます。

大洗町の交付状況でございますけれども、現在までに13件交付してございます。交付に当たって
は、障害者手帳の有無は関係ございませんで、欲しい方に配布しておりますので、特段病名などの
申告は必要はないので統計等は取っておりません。ですけれども、窓口にいらっしゃる方を見てい
る限りでは、やはり精神疾患であるとか、認知症であるとかを患っている方が主ではないのかなと
いう感覚でおります。

また、このヘルプマークについてはですね、地域の見守り役であります民生委員の会合でも周知
徹底してございます。毎年ヘルプマークについてはお話はさせていただいておりますし、また、や
はり広報誌にもこの2年間で三度ほど掲載してございまして、周知にはなるべる皆さんに届くように徹
底はしておるところではございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 先ほどのように周知不足のため、必要とする方の手元に届かない現状やカー
ドの内容の理解が広がらないため、手助けが受けられない状況がまだまだあると思います。マーク
があっても使い方がわからなければ何の意味もないということです。広報誌、ホームページでの周
知のほか、人の集まる場所、例えば公民館や文化センター、大洗駅、臨海鉄道さんにご協力いただ
いて構内に掲示するですとか、人の集まるところに、予算がない中でのポスターづくりは大変かと
思いますので、手作りのポスターなどが掲載できれば、更に周知拡大が図れるのではないかと考え
ますが、いかがでしょうか。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 議員のおっしゃいますこと、非常にわかります。確かにヘルプマークに
つきましては、何ていうんですかね、こう破れにくい大きな紙でのポスターというのが県で作成い
たしませんで配布されておられません。ですので、やはり自治体で、市町村で可能な周知方法とい
うと、やはり広報誌に頼るところが大きい部分ではございますが、やはり知ってもらわない限りは活
用がなされないというのはおっしゃるとおりでして、ポスター掲示、手作りのポスターでどれぐら
いいけるのかなというのはちょっとなかなか難しいんですけれども、そういった形で鹿島臨鉄さん
の駅の構内であるとか、あとはゆっくら健康館のなかであるとか、人の集まる場所に目のつくよう
な形で広報ができていければ周知が進むのではないかというのは私も同じ考えでございます。

ただですね、福祉課といたしましては、このヘルプマークのほかにもですね、是非皆さんに知っ

ていただきたいマークもございますので、せっかくの機会なので是非ちょっとここで一部紹介させていただきますけれども、障害者に関するマークの一例ということで、左側から、これは車椅子をモチーフにしたマークで、皆さんもよく目にされているかと思います。障害者のための、障害者が利用できる建物や施設であることを表すための世界共通のシンボルマークでございます。

それから真ん中の四つ葉のクローバーのようなマークですが、これの自動車を運転される方は、前の車の後ろにポンと付いてたりするので、何だろうなと思ってらっしゃった方もいらっしゃるかと思うんですけれども、これは自動車表示用の身体障害者のマークでございます。

また、右側のこの黄色い蝶々のマークですけれども、こちらは、これも車に貼る、実はこの耳のマークをデフォルメされているんですね。蝶々の「チョウ」と聴力の「チョウ」をかけておりまして、耳に障害を持っている方が運転してますよってということなので、この真ん中と右側のマークが貼ってある車なんかには、急に幅寄せですとか、割り込みなんかは控えるようにというふうに指導はされているかと思います。

続いてですね、耳マーク、こちらは役場ですね接客カウンターのほうにも何点かちらほら置いてあります。聞こえが不自由なことを示すと同時に、こういった聴力に障害がある方への配慮を示すマークでして、役場の接客カウンターにも耳の聞こえない方がいらっしゃった場合は筆談なんかで対応をさせていただいております。

まん中が今回話題になっておりますヘルプマークですね。

それから、右側のオストメイト用設備ということで、これはオストメイトというのは、消化器系のがんであるとか、あと婦人科系の疾患でもそうなんですけれども、人工肛門を造設された方、排泄機能に障害がある方ですね。そういった障害者のことをいうんですけれども、そのオストメイトの方の排泄というのは、この脇腹辺りに人工の肛門を付けて、そこに便をためる袋を付けて排泄するので、一般の便器ではちょっと用が足せないということで、多目的トイレ、最近増えてますけど、多目的トイレなんかでそういった排泄をするので、こういった表示がある場合は、例えばよく混んでるから、女子トイレが混んでるから多目的トイレ入っちゃおうっていう、そういった話も聞くんですけれども、そういった必要のある方がいらっしゃるということを知った上で利用していただくのと、知らないで利用していただくのは大きな違いがあるかと思うので、是非ご紹介させていただきたいと思いました。

次ですね、ほじょ犬マーク、こちらはですね、身体障害者の補助犬を啓発するためのマークです。最近、テレビの政府公告、CMなんかでは、「君と一緒にだから出かけるられるところが増えた」ということで、目の見えない方が補助犬と一緒に外に出るんだけれども、「君と一緒にだから行けないところがあった」レストランか何かでこう、犬と一緒にだから拒否をされてしまうと、そういったCMが流れているかと思うんですけれども、盲導犬、介助犬、聴導犬なんかと一緒に連れていく場合ですと、やはり公共の施設、それから民間の施設なんていうのは、その介助犬の同伴を拒否するっていうことはしないよというこのマークになります。

それから、真ん中の白杖SOSシグナルなんですけれども、これ白杖っていうのは、目の見えな

い方が外を歩く時に使います白い杖なんですけれども、この白杖を頭上50センチ、ちょうどこの絵のように頭上50センチの上に掲げている状態というのが、助けてくださいっていう合図なんだそうです。これを本当に知らない方が多いかなと思いますので、是非こういった形で白杖を掲げている方がいらっしやっただとしたらば、是非、どうしましたっていうことで声を掛けていただきたいなと思います。

それから一番右端ですね、ウサギさんのマークなんですけれども、こちらは聴覚過敏のお子さんなんか最近ちょっと障害として増えております。嫌な音、どうしても耳障りになる音が耳に入ってくると動き回ってしまったり、あるいはその場でしゃがみ込んでしまったりということで、日常生活に支障が出るということで、ヘッドホンみたいなイヤーマフというのをかぼっと耳にはめて嫌な音を防ぐんですけれども、そのイヤーマフを付けていることによって四六時中音楽聞いてんだ、あの子どもはということでじろじろ見られたり、あとは行儀が悪いというふうに誤解をされるということで、そのイヤーマフなんかにステッカーを貼って啓発なんかをしているマークでございます。

このように是非皆さんに知っていただきたいマーク、情報っていうのを、私ども行政サイドとしては、やはり本当に広報紙面で皆さんにお知らせしていくほかないのかなと考えております。なかなかポスターとか広いところに貼るような形での掲示ができませんので、必ず私ども行政から皆さんに是非知っていただきたい情報というのを広報誌に載せておりますので、是非お目を通すような癖をつけていただくと有り難いなと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ただいまヘルプマークのほかに、たくさん福祉に関連するマークを紹介いただきましたが、多くの方に理解が広がることを更に願います。

次ですが、SDGsの取り組みに戻りますが、誰一人取り残さない、まさにこの福祉の取り組みは今のヘルプマークの取り組みもそうなんですけれども、全ての人に健康と福祉に当たります17つのアイコンのなかの一つであります。ほかにも町の総合計画策定を担当するまちづくり推進課であれば「住み続けられるまちづくりを」、2、学校教育課であれば「質の高い教育を」など全ての課に渡り自治体職員の仕事はSDGsにつながっています。このSDGsのアイコンを各課の窓口に表示してはどうでしょうか。先ほどもまちづくり推進課長の答弁にございましたが、職員一人一人がSDGsの取り組みを深く理解することが大事であるというご答弁をいただきました。効果として、職員の実施する事業がSDGsに貢献していることが認識されることにより、職員が自らの仕事により誇りを持つことができるのではないのでしょうか。また、町民への周知拡大にも繋がります。本町の取り組みがSDGs行動の10年とするためには、自治体職員、私たち町民、総動員での取り組みが大切だと思います。このことに関して何かございましたら、まちづくり推進課長のほうで答弁をお願いいたします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 再度の質問、SDGsのアイコンを各課窓口のほうに表示してはいかがというご質問ですけれども、議員今お話ありましたとおり、町民に対するSDGsの

周知だけでなくですね、何より職員一人一人が目の前の業務だけにとらわれることなく、グローバルな観点で自らの仕事に対して高い意識と誇りを持って取り組める環境づくりとしても大変理想的であるのかなというふうに思われます。

ご提案につきましては、今後の有効な方策の一つとしてですね受け止めさせていただきまして、まずは次年度策定する総合計画等へのですねSDG sの反映のほうをしっかりと行いつつ、その過程でどのような打ち出し方ができるかということも含めて前向きに検討のほうをさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 是非宜しく願いいたします。SDG s行動の10年とするため、本町としての取り組みを加速する施策を進めていただけるよう要望いたします。

最後に、町長の答弁を求めます。終活の取り組みについては、町民の皆さんが気軽に取り組みを起こせるように、町長自ら発信していただければと考えます。また、SDG sの取り組みについても、本町が行動の10年とできるよう、積極的な取り組みを行うべきと考えます。町長、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） それでは、お答えを申し上げます。

柴田議員からは、大変貴重なご意見を、ご提言をいただいております。今お尋ね、また、ご提言いただいた3つの件、人生最後にしっかりと対応できるようなエンディングノートなどを活用した展開をというようなこと、あるいはSDG sの推進、安定的な地域社会をどう創っていくかと。結果的にいえばですね、これを目指している17項目は、世界がやはり、全人類がやっぱり健康で平和に、そして笑顔で生活のできる環境をいかに作るかという最終目標があるんだろうというふうに思っています。そういうようなことを踏まえながらですね、これも大変取り組みとして大洗として何からスタートしていくか、今取り組んでいるそれぞれの施策そのものも、これに該当するものがたくさんあります。ですから、そういうものを更に充実を図っていこうというようなこと、あるいはまた、最後のヘルプマークの問題等々ですね、こういう取り組みにつきましても、要は機会あるたびに町のほうでは広報したり、町民の皆さん方に周知の努めはしているというふうに思っておりますけれども、やはり聞く耳のほうも、しっかりと聞く耳をもってもらったり、目を通してもらう、そういうまた環境が充実することも大事だというふうに思っています。いかに今、町がやtingることをですね、しっかり住民の皆さん方にご理解をいただくかっていうその広報活動、町の情報をどう伝えるか、こういうことは大きなやはり一つの課題になっていると思っております。ご案内のとおり町内会も脱会をする方々も増えてきて、そういう情報がですね適切に町内会のなかで個々のご家庭に届いているかどうかというようなことなども大きな一つの課題であります。町はできるだけ定時放送などにでもですね知っていただかなきゃならないことを放送をさせていただいておりますけれども、あれもやはり長いことずっと展開していると、聞く耳が遠くなっていて、あまりその耳を傾けない、そういうような環境もあるかに思っております。できるだけ、今日ご提言をいただいたこの3

つの課題、しっかりとですねまた充実、発展ができるように行政としても力を入れていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 是非前に進めていただけるよう宜しくお願いいたします。

以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小沼正男君） 大変御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前10時40分を予定いたします。

（午前10時25分）

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◇ 菊地昇悦君

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） ちょっと発言でうまく声が届きませんのでマスク外させていただきました。宜しくお願いします。

通告どおりに質問いたします。はじめにですね、認知症予防と加齢性難聴の支援について質問をいたしますが、まず、町としてですね認知症予防の取り組みについては様々な事業を展開しているようではありますが、現在のその実情をまずお知らせください。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

認知症ですけれども、現在のところ認知症を治す薬というものはございません。この認知症ですと、なかなかその進行を遅らせるために何ができるかということがポイントになってまいります。早稲田大学の高齢者10年間の追跡調査というのがございまして、地域活動に参加なさっている方というのは認知症のリスク、発症リスクが22%マイナスになるといったことも発表されておりますとおり、地域での活動というのがものすごく認知症のリスクを遅らせる活動につながるということで私も認識しておりまして、その認知症予防の取り組みといたしましては、皆さんご承知のとおり元気づくりサロンであるとか、シルバーリハビリ体操であるとか、生きがい活動支援などを展開してございます。

また、目的は若干異なりますけれども、買物支援、それから高年者クラブの活動、シルバー人材センターなどの活動も、その効果が大いに期待できるのではないかと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 70歳過ぎると加齢性難聴が発症するというような現状があるそうですが、

このことについて町としては把握していることがあったら説明をお願いします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） ご質問にお答えいたします。

加齢性難聴、要するに年をとって耳が遠くなるってことですけれども、要は老化現象による聞こえの機能が低下するという症状ですので、加齢性難聴の患っている方の数というのは、私どものほうで特段申告するような病気ではないため、全体の把握は残念ながらできてはおりません。ですけれども、聴覚障害で身体障害者手帳を受けている方、今現在53名いらっしゃいますけれども、そのうち先天性の方ってお一人だけなんです。年齢構成若干申し上げますと、15歳以下の年少人口ですと2名、16歳から60歳までの方で5名、61歳から70歳の方で4名、71歳以上が42名という形になっております。

また、この聞こえを意識した、そこに特化した町の取り組みといたしましては、現在実施はいたしておりません。なかなかその手法というか、どういった形でそこにアプローチしていくのかというのも確立できておりませんので、町としてその聞こえに特化した取り組みというのは実質実施してはおりませんが、お一人で家に閉じこもらずに、やはり近所に出て会話をすることというのがやはり脳への刺激となって認知症の進行、あるいは聞こえの進行を遅らせることに有効なのではないかといわれておりますので、やはり地域活動を積極的に取り入れていただきたいと考えております。

また昨年、高齢者のお話に耳を傾ける傾聴ボランティアの会というのが、ボランティア団体が発足いたしましたので、その活動も認知症予防に寄与するものであると考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 耳が聞こえづらくなるという自覚的な問題ですけれども、どれだけの耳が聞こえなくなっているのかというのはなかなか自分ではわからないんですね。健診でそれは把握することができるというふうに思いますが、話を聞くと、皆さん方は聴覚の健診も行われているというふうに伺っていますが、町の一般健診においては聴覚の問題、聴覚の健診というのがやられてないということでもありますので、この機会にですね、先ほども柴田議員のほうから耳の聞こえの問題がありましたけれども、この一般健診にそれを加えるということにすれば実態もつかめるだろうし、積極的な本人の科学的な自覚にも繋がって、難聴に対する取り組みも違ってくるんじゃないかと思いますが、そういう考えは持っていてもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 町民の健診に聴力健診を導入してはどうかというご質問ですが、そうですね、確かに人間ドックですと聴力の検査が入っていたかと思いますが、一般の特定健診であるとか成人健診であるのには、耳の検査までは入ってなかったのかなと認識しております。健診の担当はちょっと福祉ではないので、はっきりとここで導入しますということはちょっと申し上げにくいんですけれども、今後の検討の課題とさせていただきます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番(菊地昇悦君) 町の取り組みとしてですね、この認知症に関わってですね様々な取り組み、説明されました。この認知症になる最大の危険因子が難聴であるということが国際のアルツハイマー病会議ということで行われたそうですね。そこで発表された。ですから、この認知症を予防するという観点からみてもですね、この検査、聴力の検査というのは大事な一つの方法ではないかというふうには私は考えます。ですから、その辺も考慮していくべきではないかなというふうに思いますが、改めて伺います。

○議長(小沼正男君) 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長(小林美弥君) 確かに認知症の発症のスタートっていうのは、やはり耳が遠くなって音が聞こえなくなる、周りの音が聞こえなくなって、それが刺激が少なくなったり、あるいは人の会話がなかなか聞こえづらくなって周囲に関心を持たなくなる。そこからだんだん認知症がスタートしていくっていわれているのは私どもも承知いたしております。確かに耳、そうですね、聴力の検査については先ほども答弁いたしましたけれども、担当課と協議進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長(小沼正男君) 12番 菊地昇悦君。

○12番(菊地昇悦君) それでですね、その検査をした場合ですね、軽度とか、あるいは中度の難聴の程度だと判断された時に、これを補強するものは補聴器だと。認知症の最大の危険因子が難聴であるという、この最大の危険因子をどう除去するか、取り除くかということですよ。それが補聴器の役割だというふうには思います。ところが、この補聴器の利用率が日本では非常に低いというふうに、諸外国と比べてね。これはなぜかという、補聴器の値段が高すぎるという、そういうことが挙げられているそうであります。しかし最近ね、技術の進歩もあって、雑音とかノイズとかそういうものが除去されているような、そういう補聴器もね非常に安くなっているというような、そういう状況にもあるようであります。先ほど課長が説明したとおり、早稲田大学だけではなくてですね厚労省においても、この身体的要因の一つ、これが聴力の低下、これが認知症の大きな要因になっているというふうに発表されているんですね。ですから、なるべく早く補聴器を付けて難聴を解消するということが認知症予防の大きな取り組みの効果の上がる方法ではないかというふうに思いますが、この補聴器に対しての支援を町として考えていってほしいなというふうに思いますが、その点についてどうでしょうか。

○議長(小沼正男君) 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長(小林美弥君) 補聴器を購入する際の支援、助成制度を町のほうで設けてはどうかというご質問でございますけれども、県内の動向とかほかの自治体の状況なんですけれども、まずちょっとお話をさせていただきたいんですが、この加齢性難聴、要するに年をとって耳が遠くなったことによる補聴器の助成制度を設けているのは、私のちょっと調査不足だったら申し訳ないんですけども、茨城県内ですと確か古河市のみで実施されていたかと思われま。確かお一人当たり1回1台のみで上限1万円という形で制度が設けられているのかなと。あとそうですね、ほかの自治体、どこがやっているのかなって調べましたところ、やはり東京の23区内では比較的採択されているとこ

ろが多いように調べている状況でございます。

ただですね、先ほどもお話いたしましたけれども、聴力障害で手帳を受けている方の8割以上が70歳以上というのがですね加齢性難聴でも比較的障害者手帳の交付が受けられやすいものなのかなというあらわれではないかと考えております。基本的に身体障害者手帳というのは、医療行為、例えば投薬とか手術をもってしても回復が見込めない病状については手帳が下りやすい傾向にございますので、まさにこの加齢性難聴の場合は、手帳が下りやすいのかなと私ども認識しております。手帳の交付を受ければですね、例えば高価な補聴器であっても1割程度で補聴器作製できます。特に聴力といいますと、ただ音を、聞こえなくなった音を大きくすればいいだけではなくて、この人は高い音が聞こえないのか、それとも低い音が聞こえないのかって細かな詳しく検査をして、その人その人に合った補聴器が必要となりますし、また、やはり聞こえない状態からいきなり聞こえるような、補聴器をかけて大きな音の生活になってくるので、それが煩わしいということで高価な補聴器を作ってもポケットにしまっただけの高齢者の方も何人も福祉課の窓口で見えておりますので、やはりその聞こえのリハビリっていうところも大事でして、必ず医療機関で先生の、医師の診断と、あとその補聴器の微調整、メンテナンス、聞こえのリハビリを早い方でも1、2カ月、長い方では1年ぐらいかかるということなので、そういったことをきちんと受けられるような状況での補聴器の作製をしないと全く効果がないのかなと考えております。先ほどだんだん補聴器も安価になってきたということなんですけれども、やはりすごく精密な機械ですので、そういった正規の医師の診断と技師のメンテナンスをもって、きちんと自分の耳の一部にしていだきたいと考えております。ですので、この障害者福祉の補助制度に乗れるものであろうことから、現在のところ町独自の補助制度の導入というのは福祉課サイドでは考えてはおりません。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 福祉課サイドでは考えてないということで、そこです、私、町長に伺いたい。今年令和2年度の予算編成においてですね、この1億8,000万の一般財源を確保する、この目標とした基本方針が出されました。そのなかで6,000万円を削減するというので、どういう項目が挙がっているのかというと、敬老会の式典をやめると、いきいき体育祭をやめると、これは高齢者の方々を対象としたものであります。これまでまちづくりへの感謝、あるいは健康長寿を願って毎年行われてきたと。これは全国的に行われている行事です、敬老会。まさに伝統的な行事をすっぱりとやめるといことは、これは大きな決断でもあるし、英断でもあるというようなことを考える人がいるかもしれません。

もう一つは、例えばゆっくら健康館も、無料券もこれを縮小するという、これも温泉を楽しみながらね、大洗に住んで良かったなと高齢者の方々に思っていただけのものだというふうに私は思います。

このようにですね財源不足問題でこれらを廃止する、こういうことは私はとても、それだけでは評価はとてもできません。ところが、こういう敬老会、いきいき体育祭やめることは絶対駄目だという考え方もないんです。場合によってはやめることがあってもいいだろうというふうに思いま

すが、つまり高齢者へのこれまでの思いをどういうふうにして別の形で表していくかということなんですよね。これからは、この認知症というのは、これから高齢化に向かってですねどんどんどんどん増えていくという、そういうことが既にいわれているということでもありますから、まさにその認知症対策などに含めてですね、高齢者の健康長寿につながるような政策、そっちへ転換するというようなそういうことがなければ、高齢者の方々がどんな思いで敬老会の廃止を受け止めるんだろうかというふうに私はどうしても思わざるを得ないんです。敬老会の予算と比べればですよ、補聴器の補助というのは、例えば脳ドック健診でも年間数十人というような限定した数で補助するという、補聴器においても在り方としてはそんな形でね、大体東京都で3万円ですから、3万円で10人やれば30万、60人だと60万ですけども、まさに全然低い金額で高齢者への思いを別の形で、皆さんへはこれからはそういう方向で頑張っていきたいというようなメッセージになる、こういうふうに私は思うんです。先ほど補聴器も非常に敏感でね調整が大変だと。東京のある足立区だったかな、そこでは、その調整するための技能士の方々に、まさに区が援助しながら補聴器の調整を無料でやっているというような、せつかく高く買った補聴器をね、やっぱり有効に使っていただくというような、そういう取り組みもやっているそうなんです。だから、これがこうだから、こういう結果だから全然駄目だというんじゃないくてね、それをどう改善していくかという考え方に立っていかないとならないんじゃないかというふうに思います。私はそういう点でですね、今回の大きなそういう決断を別の形で表していくということが町長にとっては大事な課題だと思うんですよ。その点についてどう思いますか。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 菊地議員からは大変貴重なご意見をいただきました。

高齢者対策としてですね、敬老会、あるいはいきいき体育祭、あるいはスポーツフェスティバル、こういうような高齢者が楽しみにしていた行事の一つなんですけれども、今年はもう少しこの内容を変えて高齢者の皆さん方にもですね多く参加いただけるような展開もしていきたいと。この敬老会をなしにしたということは、敬老の日における高齢者の皆さん方のお祝いというものをなしにしてしまうということではなくてですね、文化センターでやる行事はなしにしようと、そういう考え方であります。あそこで75歳以上の方々をご招待してもですね、本当にその招待されたご本人がおいでいただけるというのは非常に数少なく、そういうような環境のもとでいつも同じようなことをやっても、少し内容をもう少し変えて展開したらどうかというようなことでありまして、そういうようなことをご理解いただきたいと思います。

また、いきいき体育祭ですね、この体育祭についても、だんだんやっぱりこの老人クラブに入っている、高年者クラブに入っている皆さん方が少なくなってくる中で、もう少しやはり幅広く、その対象者は多くなっているわけでありますので、幅広い参加を募っていけるような展開していこうじゃないかというようなことで、スポーツフェスティバル、また、この高年者のいきいき体育祭、こういうところを併せて考えてみようと。その一つにはですね、ウォーキングの大会、楽しむ大会をやろうというようなことを考えておりましてですね、特に大洗ゴルフ場を利用したウォーキング

大会を催してみようじゃないかというような考え方をもっているところであります。これは実施の方向で今検討をさせているところでありますので、そういう大会にまず一つは取り組んでいこうというようなこと、効果的に多くの皆さん方が参加してですね、賑わいで、そしてまた、その後参加したことによって、そうしたウォーキングの取り組みなどが盛んになっていくというようなことなども含めて健康づくりに資していこうというようなことなどを考えているところであります。そういうことで、お年寄りの皆さん方の行事は全てなくなったということではなくて、効果的にですね、より多くの皆さん方にご参加いただけるようなものを考案しながら今後取り組んでいこうということをご理解いただきたいと思います。

もう一つは、今ご指摘いただいております聴覚の問題であります。70歳以上になりますとですね、だんだんやっばり耳が遠くなるというような方々も多くなってくるんだらうというふうに思っていますが、ご案内のとおりどんどん高齢者が増える環境であります。その補助制度というようなこともご提言いただきましたけれども、こうした取り組みをやることによる財政負担がどういうふうになっていくかというようなことも含めて検討する必要があるだろうというふうに思っています。特にですね、本格的に聴力を失っている方については、障害の手続をすれば手帳をもってですねそれなりの補助をいただけるような環境になっているわけでありますので、それ以外の人たちをどういうふうにするかということについては、まずその70歳以上の方々の一般的な健診のなかに、その聴力検査というのを入れるかどうかなんですね。入れてみて本当にどの程度の人がやはり耳が遠くなっているかというようなことが把握できること、そういうことからスタートすることが大事なというふうに思っています。例えば今の一般的な健診のなかには、その聴力検査が入ってないんですけども、大洗町の特性としては外国から研修生の皆さん方をお迎えする。研修生の皆さん方をお迎えする場合には、やはり健康診断として聴力の検査も項目のなかに入ってるんですね。それをやはりやらないと、入管のほうでうまく通らないというようなこと、そういうようなこともありましてですね、聴力の検査が必須の条件になっているというようなことですね。そういうことについて相談して、これも助長策を講じるというようなことで、別途その一般健診から外したところで今展開をさせていただいているところでありますけれども、そういう健診の面からまずスタートして、70歳以上の皆さん方でどの程度の人が聴力を失ってですね、補聴器を必要とするのか、そういうことから把握して事に対応していけるような取り組みをやってみようというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 耳が不便だなというのは、どれぐらいの割合にいるかなというのは調べなきゃわかんないんですけども、ゆっくら健康館なんか利用している方々の話ですけども、そのなかですらお年寄りが多いですから、どうもあの人は耳が聞こえないような感じがすると、話しても返事がこないとかね、難聴じゃないかというような話も結構いますよ、そういう人はというような話を聞くんですよ。自覚的に自分の耳はどうも最近聞こえづらいというような方々が健診に来ていただければね、それこそ現在抱えている身体的なそういう問題を今、自分はどうなっているのかとい

うようなことがはっきりわかるんですよね。だから、そういう人を対象に、何だろうな、検査すればね、自分の取り組むべき課題というのもおのずとはっきりしてくると、これは早く認知症予防のために補聴器を付けたほうがいいなというふうにもつながっていくんじゃないかというふうに思います。ですから、重度と軽度、あるいは重度以下の方はですね、軽度と何だ、もっと低い人、こういう人たちが重度になれば確かに福祉の対象になるけども、そこまで待たなきゃいけないのかというふうな、私はそういう考え方でいいのかというふうには、小林課長のお話を伺ってちょっと疑問に感じるところがあるんですよ。早くやるのが、早く対策をとることが最大の危険因子を除去するというふうに学会でもいわれているということを考えれば、これは十分に検討していかなきゃいけない、県内で古河市だけしかないというような状況でありますけども、ただ一つの自治体しかやってないからやらないんだというようなことではなくて、大洗町がそれに続くということになれば、ほかに自治体でもつながって行ってですね、そして将来的には国が保険の対象にするということにつながっていけば、これは一番いいわけです。その時に町の施策も、そこで終わりにすることができるといふことにもつながっていきます。私は議員になって間もない頃に白内障の眼内レンズ、この議会で取り上げたの町長御存じだと思うんですよ。当時も完全に自己負担ですと。そこで町で補助を出して白内障の手術、これを支援するという取り組みをやったらどうかということで、それが全国に広がって、とうとう保険の対象になったというような、そういう流れもあります。この補聴器の使用もですね、認知症の対策の大きな効果の一つにつながっていくんじゃないかというふうに思います。

そして、重ねていますが、敬老会の参加者が少なくなったから役割は終わったというふうに見るかもしれませんが、そうではないんですね。参加していない方、こういう方が圧倒的に多い。けども、私たち高齢者に対する思いが、町の思いが伝わっているわけですよ。私たちの長く生きてきて町のために頑張ってきた、そのことを町は敬老会という式典で表しているという、そういうことは伝わっていると思うんですよ。ですから、それをなくす代わりに、先ほども町長言いましたけれども、ウォーキングなどもあるかもしれませんが、その認知症の大きな対策の一つである補聴器、これは是非取り上げて、支援の対象につなげていただきたいなというふうに重ねて私は要求しますが、どうですか。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 補聴器の問題ですけれども、この補聴器はですね、症状によってそんな重度にならない方が必要とする場合に、その必要に応じて付けるようなものもあるんですね、補聴器っていうのは。要はマイク方式みたいになってですね、その都度付けて事に当たるといふようなもの、こういう器具は比較的安く購入ができるものではないかなといふふうに思ってますが、常に耳の中にセットしてというふうなことになるとうち高額になってくるというふうなことです。いろいろと環境的にですね対応しなきゃならないようなことも違って来るんだらうなというふうに思っておりますので、よく今お話をさせていただきましたように、その聴覚の検診などまずやりながらですね、どういう状況になるかっていうことをしっかり踏まえて事に資していくというふうなことでご理解いただ

きたいというふうに思っています。

更にですね、その敬老会の問題であります、文化センターでやる事業は、これはなしにさせていただいたということですが、このお祝いごとを全部やらないよってということじゃなくて、サロンあたりを使って展開するとかですね、いろいろ各自治体の取り組みなども合併後はああいう文化センターなどで展開するところ、ほとんどなくなってしまった。大洗はずっと引き続きやってきたんですけれども、もう数少ないその自治体の一つになったということです。実態は、75歳以上の皆さん方ご案内しているんですけども、その75歳以上の皆さん方、参加率は非常に悪いというようなこと、そういうことを踏まえると、経費をかけて延々と変わらず文化センターでやるのがどうなんだろうかっていうことで今年はそういうような対応を試みようというようなことにしました。

より、時を見てですね、幅広く65歳以上の方々に年齢を落として楽しむ場とか、あるいは外で展開するようなことをもう少し年齢を下げ一緒になって展開するとかですね、そういうようなこともあるだろうし、歩く会の場合には老若男女問わず、もうみんなが参加して皆さん方に健康づくりの推進というようなことで楽しんでもらう場にしようというようなことなども考えております。ですから、敬老会、その敬老の日にちなんでも何を皆さん方に楽しんでもらうかというようなことについては、あまり金もかけずに楽しんでもらうことも大事なんだろうなというふうに思っていますから、そういうところも踏まえて効果的にその日を過ごしていただけるような歩みを強めていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） なかなか明確な答弁はありませんが、例えば私はですね、例えば1万円の補助であってもですね、これが大洗町でも始まったとなれば、周りに広がって保険適用につながるような大きな力にもつながっていくというふうに思いますし、敬老会を、あるいはいきいき体育祭やめて、それが別の形でね具体的な非常に重要なテーマに政策を切り換えて町は私たちを見守っているという、そういうメッセージがねきちりと伝わるようにですね、しっかりと検討していただきたい、このように思います。

そして、再度小林課長に伺いますが、この補聴器の問題ではありません。私、町内の高齢者夫婦の方々、方々じゃないな、高齢者の方から切実な願いを受け止めてきました。妻が認知症で、夫が介護してるんですね。そして、自分自身も持病を持って通院をしているということでありました。日常生活も大変苦労していることが多々あるようであります。買物もその一つですよね。妻のそばをなかなか長時間離れられないというような実態にもあります。この方の願いは何かというと、同じ認知症で悩んでいる家族の方々と支え合って生きていきたいというようなことですね。悩みを打ち明ける、そしてそういう交流をしていったらば、自分の苦労も少しは和らいでいくんじゃないかと、あるいはそれぞれの家庭がやっている取り組みを参考にしながら妻の認知症に対する支えもできるんじゃないかというようなお話でした。そこでですね、その方は町がこの家族会の立ち上げにね力を貸していただけたらいいなというふうに願っているんですよ。その点についてどう考えます

か。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） ただいまのご質問は、福祉課でやっております認知症初期集中支援チームに係る話かと思われます。認知症の患者の家族会でございますけれども、茨城県内にはですね、実は確かつくばだか土浦だか県南のほうに家族会という大きな組織がございます。私どもの認知症初期集中支援チームの検討委員会、年に2回ほどやっておりますが、そちらの会合にはその家族会の方が代表として意見を述べていただくためにお招きいたしております。

ただ、町内での状況なんですけれども、やはり認知症という病気が、まだまだちょっとオープンにしづらい、自分の親が実は認知症でねって、こう隣の人に話しづらい病気であることから、なかなかどれぐらいそういった認知症をまず患っている患者さんがいるのかというのもまず把握ができておりませんし、そういった認知症の対応で悩んでらっしゃる家族の方がどういったことを望んでらっしゃるのかというのを掴むのをなかなかちょっと進んでいない状況でございます。ただ、国のほうの方針としましても、そういった認知症を隠す病気ではなくて、これからは誰でもかかる病気なんですよっていうことでオープンになるような、気軽に話せるような環境をつくりなさいということの方針が出ておまして、認知症カフェっていうんですかね、カフェっていうと何かあれなんですけど、ちょっとした集まれる場所で、お茶を飲みながら気軽にお話ができるような環境を整えましょうということの方針が出ております。

町内の実は薬局のなかで定期的に認知症カフェをやっていたらとらるところがございます。詳しくは後でお話させていただきたいかなと思うんですけれども、やはりそういった認知症患者の家族の方の実際にそういった要望とかが、まだなかなか私どものところには届いておりませんので、これからそういった要望が強くなってくれば、私どももそういったカフェとか、あとはそういった話し合いの場ですかね、研修会の場ですか、そういったものも企画できるかと思っておりますので、是非そういった声があった場合は、是非こちらのほうにお寄せいただきたいと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 伺うとね、待ってるというような状況ですよ。待ってるんじゃないで、積極的に町が関わって欲しいというふうに望んでるんですよ。どれだけの人がいるかわからないという、確かにそうかもしれません。だから、どうやったらわかるんだろうか考えるのが、そういう方々の希望に沿う道ではないかと思うんです。どうやって把握するか、あるいはそれは広報でやって、例えば家族会を望んでいる方、福祉課に声掛けてくださいとかね、あるいはいろんなところでそういうのもPRするとか、やり方は様々ですよ。だから、最初これがあるからできないっていうのではなく、どうしたらできるんだろうかって考えないと前へ進んでいかないと思うんですよ。ですから、家族会があるっていうことは非常にその人にとっては生きていく大きな力になるんですよ。しかも今説明されたとおり、認知症はね、地域で認知症になっている人が当たり前だというような、そういう社会づくりを目指しているわけでしょう。隠すことでも何でもなし、我々もいつその認知症になるかもわからないというようなそんな状況ですから、ですから是非私はそういう方向で、支

えていくという方向でねちょっと頑張ってもらいたいなというふうには思いますが、改めて伺います。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 確かに議員おっしゃいますこと、私どもも認識しております。こちらのほうで、こちらから皆さんのほうに広報、啓発する仕方が、まだ足りてないっていう部分も重々認識をいたしております。隠すような病気でなくて今おっしゃったんですけれども、まだそこまで世の中の状態、皆さんの感覚としては、まだ認知症に対してはそこまで開かれた感覚にはなってないと思います。やはり介護も介護制度がスタートした時点は、やはり自分の家の前までお迎えの車が来るのを拒否するような方、ちょっと近くで止めてくれというような方もいらっしゃったという話も聞いておりますし、やはりそこは皆さんの意識を変革していく活動も必要かと思っております。福祉課としましては、認知症サポーター養成講座というのも展開しております、中学2年生を対象にやっておるんですけども、そのほかに、また役場の職員であるとか、あとは町内の銀行さん、金融機関に出向いて行って、そういった認知症に対する認識を深める活動もしております。ただ、そのきっとPRがね、若干足りてなかったのかなっていう部分は大いに反省したいと思ひまして、これからの啓発活動、力を入れてまいりたいと思ひます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非ね進めてもらいたいなと。家族会は特別隠す関係じゃなくて、もう明らかにする関係ですから、是非そういう方々の支えになればというふうに頑張ってもらいたいなと思ひます。

そして、続いてですね、国保の問題について伺います。

今年は国保納付金が大きく減額になっているというふうになっていますが、その理由ですね。そして、その大幅に減ったことによって国保加入者には高い国保税が影響して、どういう影響が生じているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 菊地議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、国保の納付金の状況になります。平成30年度に国民健康保険の財政主体のほうのほうに移りました。国民健康保険の運営についての療養給付費の財源などについては、各市町村が事業納付金という形で県のほうに納めることになっております。

負担額の推移となりますけれども、平成30年度、最初の年ですね、は約7億円、こちら大洗町の負担となります。令和元年度が約6億6,000万円、令和2年度、今回の予算ですけれども5億2,000万円ということで、6億6,000万円から5億2,000万円ということで1億2,000万円ほどの減となっております。

今回、納付金が減ったことによりまして、どのように国保税が変わっていくかというところのご質問かと思ひますけれども、今回、平成30年度税率のほうを改定させていただきました。今、令和元年度、令和2年度ということで3年目に今度、県のほうの財政のほうの3年目になります。ようやく

最初の頃に各負担金のほうをどのぐらいのペースで出すのだったっていうことで各市町村のほうでの割り振りというものがどうしても高い形になっておりました。今回、1年目、平成30年度決算の時点なんですけれども約100億円ほど多く取っておりました、県のほうでですね。そのなかから急ぎよに何かしらの問題が起こった時の場合の30億円のほうを差し引かせていただきまして、残りの70億円を令和元年度と令和2年度に各市町村のほうに割り振りという形で戻すという形をとっております。大洗町といたしましては、約2,000万から2,500万ほどがそちらの戻し入れの形で次年度、安く入るということになっております。今回、その納付金が大きく減りましたけれども、大洗町といたしましては、今現在も一般会計からの法定外の繰り入れという形で赤字補てんのほうを行わせていただいております。そこのところがまだ今回、負担金のほうが減った形になりますけれども、赤字補てんのほうがまだ明確に解除はされておられませんので、今のところ税率としては30年度からの税率でそのままいかせていただくように考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。簡単な質問なんですけど、担当者としてですね被保険者にとってですね、国保税の負担が大きい、重いと、そういう認識でおられるのか、まず伺います。そして、首長さんたちは、それは重すぎるといふ、そういう認識持ってるんですね。担当課のほうではどういふふうに思っているのか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 再度の質問にお答えさせていただきます。

まず、国民健康保険の保険税という形ですけれども、やはり均等割、平等割ということで、菊地議員のほうからも何度かご質問あったかとは思いますが、世帯に掛かるものではなく一人一人に掛かってくるということなので、どうしても世帯が多い方ですね、子育て世帯ですとか、という形のところに負担が多くはかかってくるような制度設計になっていると思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 高いということですが、それを解消するために大洗町では法定外の繰り入れを行って、できるだけ高負担を解消しようというふうな取り組みをずっと続けてきた。これは県内でも被保険者1人当たりになればトップクラスの時もありました。大変私なんかは会議へ出て、大洗の取り組みを自慢できるというふうな感じも持っていたわけですが、この在り方に、この一般会計への繰り入れが、これからはね、あるいは今、県に移ってからですね、どのように考え方が変わってきているのか、この辺を伺います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

まず今回、県のほうに財政主体が移ったということで、県のほうからは基準の税率というのが示されております。基準税額のほうで大洗町、県のほうは2方式という形で出させていただいているんですけれども、大洗町の場合は4方式の形で、その額に見合うだけの負担金という形のを払っているんですが、県のほうの基準税率のほうで出すと、1人頭、約11万円という形の税額が出てくるん

ですけれども、大洗町のほうは一般会計からの繰り入れということで約9万円ほどの個人からの負担という形、残りの部分は法定外繰り入れという形という形で安く、負担がかからない形で出させていただいております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それで、その法定外の繰り入れをですね2020年度から国は、これを行った場合はペナルティを科すというふうに改めて示しているようですが、そうすると、これがだんだんだんだんできなくなってきちゃうという、そういうことにつながりますね。その辺を確認します。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

国のほうで努力者支援制度という制度がございます。そちらのなかで、やはり組織の安定運営ということで、何ていうんですかね、組織が赤字運営をしているのか黒字運営をしているのかというところでの加点というのがございます。やはり大洗町といたしましては、できるだけ保険者の負担を減らすということで、どうしてもその点数は低くなってしまいうんですけれども、それ以外の部分ですね、特定健診の受診率の向上ですとか、あとは収納率の向上ですとか、ということで、ほかの点数で補えるところをできるだけ重点的に行うことによって、そのところをできるだけ負担にならない形で、国からもらえるものはできるだけ多くという形で今年度もちょっと事業計画のほうを進めさせていただいて、それに伴いまして先日もちょっとお話をさせていただいていましたけれども、特定健診の案内ですね、案内のほう、今まではがきで送っていたものを、各健診を受ける方別にタイプ別の4種類の通知のほうを出させていたいただきまして、それが6月に出させていたいたんですけれども、その6月ベースでいくと前年度比125%ほどの健診とかも受けていただいているので、少しずつそちらのほうで点数を稼いでいきたいという形で今進めているところであります。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 国保税4方式といわれましたけれども、そのなかでも均等割、これは赤ちゃんにも掛かってくる、子どもに掛かってくるわけですね。この均等割を子どもの分ですよ、子どもの分を全廃した場合、どのぐらいの予算が必要ですか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 菊地議員の再度の質問にお答えいたします。

今現在、4,798、これが令和元年度、一番最近のデータですけれども、4,798名の被保険者のなかで18歳以下の方が566名という形になっております。566名、各軽減がない方、7割軽減、5割軽減、2割軽減という形でおられますので、そちらのほうも勘案してみますと、約670万円ほどが均等割額という形で18歳未満の方に掛かっている額になります。こちらのほう軽減するとなった場合ですけれども、今現在、全国でも約25ぐらいですかね、の市町村のほうで子どもの均等割の軽減という形、半額ないし全額ないしということで行われておりますけれども、茨城県内では取手が1つということで承知しております。なので、国のほうで制度が変わったということでシステム変更を行うとなる

と、システム変更に対する補助金とかという形が出るんですが、大洗独自にシステムの変更するとすると、この670万ないしの額にシステム変更代という形で初年度の、ランニングはいいんですけど、イニシャルで結構かかってくるかと思います。そちらのほうちょっとまだ算定のほうがしておりませんので、500万になるか1,000万になるかという形で、ここに上乘せになるということでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それでですね、一般会計からの繰り入れは国は駄目だというふうに強めてくるんですよ。そうした時に繰り入れても削減や解消すべき法定外繰り入れと、もう一つは解消削減しなくてもよい法定外繰り入れ、この2つあるといわれているんですよ。今、先ほど25自治体で軽減、全廃、これはどうやってやっているのかというと、この削減解消しなくてもよい法定外繰り入れという形で、これを実施している。これはなぜできるのかというと、町長の裁量にこの部分は委ねられているんですね、特別な事情。特別な事業がある場合は、これを軽減することができるという、その仕組みを使ってこれを実施していると。その特別な事情としては、子どものいる世帯、あるいは子どもが多くいる世帯とか、ひとり親世帯とか、こういうあるいは保護基準を下回る世帯とかね、こういう世帯が特別な事情に当たるといって、そういう考え方で軽減しているということなんです。是非大洗町もですね、これから法定外がそういうペナルティを科すというような動きのなかで、これまで力を入れてきた法定外の繰り入れをですね、こういう形で、こういう仕組みを利用してやっぱりやっていく必要があるのではないかと。高すぎる国保税を下げするためには、やっぱり努力と工夫が必要だというふうに思いますが、この辺についてもう一度伺います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 議員の再度の質問についてお答えしたいと思います。

大洗町、均等割の在り方ということで、今現在、大洗町のほうといたしましては、平成30年度ベースになりますけれども、被保険者のうち約47.75%の方が7割、5割、2割という形で何かしらの軽減をさせていただいております。やはりどうしても収入が低い世帯というのが多い形の保険の制度になってきますので、少しでもそこでまず負担を減らすということと、あと、またマル福関係なんですけれども、大洗町は独自に18歳未満は完全無料化ということで、今現在18未満、小児のマル福にかかっておられる、該当されておられる方が1,948名ほどおられます。そのなかで高校生が491名、中学生が432名ということで、残りが1,000名ほどですか、の方がそれ以下の方ですね。どうしても子どもの方、小さい子ですね、小さい方のほうが医療費はかかるということなんですけれども、総トータルすると約1年間で5,000万ほどの医療費を町のほうでマル福という形で負担をしていると。そのなかで県の補助対象経費が約2,700万、町単独分として約2,200万ほどの負担は町のほうが軽減をしているという形の今軽減がされております。

今後のことについてなんですけれども、今回、均等割のほうを軽減する・・・

○12番（菊地昇悦君） 早くやってください。

○住民課長（本城正幸君） はい。均等割軽減するというので、国のほうでも負担軽減策について

は昨年予算委員会でも検討するという形で町長のほうもお答えをしておりますし、知事会、町村会長会、あとは全国医師会さんのほうでも新しく制度設計をしてくれということでお話をいただいておりますので、そちらのほうを国の動向を鑑みながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 国の動向じゃなくてね、国の動向は動向で進んでいくんですよ、そういう方向に。その前に町として、国動向は何年先かわからないんだよね。だから町としてはそういう仕組みを利用してですね軽減をすると。7割、5割、2割といっても、これは所得が低いから、だからそれをやっているからといって、もともと低い方々にそれを対象しているわけだから、負担率は高いんですよ。もともと国保は皆さんが加入されている保険制度と違ってね、子どもへの割合、資産に対する割合、これもないわけでしょ。だから、それだけ負担が重いんですよ。この仕組みそのものも変えなきゃいけないということは、先ほどいわれた知事会なんかね国へ要請しているんですよ。それは当然だと思います。ですから、そういう方向と併せてですね私は負担軽減という観点から子どもの医療費の、子どもの保険税の均等割、これをなくすということに考え方をね持ってもらいたいというふうに思います。この点について町長はいかがですか。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 国保税の問題についていろいろとご意見いただいております。

ご案内のとおり、これまでの歩みについてはですね、我が町は4方式で対応してきたということでもあります。先だってやはり県の町村会においてもですね、県のほうから考え方としてお話いただいたのは、県下統一して2方式にしたいという考え方です。私はやはりこの県下2方式になった時の対応というのはですね、極めてまた所得と均等割というようなことになればですね、今、せっかく子育て支援でいろいろ政策が展開されていて、そういうところ重視して考えた時に、この2方式でいった場合にはですね、必ずやはり子育て世帯にまた大きく負担がかかってくるのではないかなというようなことで、この2方式については少し検討を要するというようなことで意見を述べておきました。

全体としての取り組みでありますので、今後、県のほう、あるいは国の考え方を導入しながらっていうようなことになるんだろうと思っておりますけども、いずれにしても今、子育てをやっている世代に大きな負担が更にかかるというようなことは避けていかなきゃならんというふうに思っております。ですから、その均等割と所得割ということになれば、今まではですね平等、資産でその納めていただいたところが全部所得と均等にのしかかってくるということでもありますので、これは少し大きく制度が変わることによって各被保険者の環境が変わってくるというようなことを踏まえて、こここのところはしっかり対応していかなきゃいけないなというふうに思っております。

議員からご指摘いただいておりますように、我が町の国保税の在り方のなかにおいては、18歳未満の方々が560名ぐらいおられるんですね。そして軽減世帯として考えた時には64%ぐらい今軽減されている。この7割、5割、2割というようなことに軽減世帯があるわけでありましてけれども、いずれ

にしてもこのお子さん方にやはり負担をしてもらっているというようなことをできるだけ軽減をしていくというようなことについて配慮することは非常に大事だというふうには考えております。

いろいろ国保税を含めてですね国民健康保険の制度そのものが県下に統一されているということで、今年は特にそういうバックしたお金などもあるわけでありまして、そういう効果などを見ながら、やはり子育て支援というような立場も含めていろいろとこの検討を深めてみたいというふうに思っているところであります。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。終わります。

○議長（小沼正男君） ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前11時55分を予定しております。

(午前11時43分)

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時55分)

◇ 坂 本 純 治 君

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

[スクリーンを使用しての質問]

○11番（坂本純治君） 11番坂本でございます。皆さんの答弁も少し手短で結構ですから、ポイントを得て進めさせていただきたいというふうに思っております。

今回は3点ほど質問させていただきますけれども、前回ちょっと教育関係で時間の配分が少しうまくいかなかったということもありまして、続けまして教育関係と、更にはですね安心できるまちづくりの在り方、あとはオリンピックの種目になったサーフィン、これをどのように活用できるかという、この3点を簡単にご説明いただければというふうに思っております。

まず冒頭にですね、先ほどお二人の議員のほうから質問がありました。いろいろな状況のなかで、私が知っている範囲ですけれども、この2020年というのはですね、オリンピックイヤーとはいわれておりますけれども、逆にもう一つの区切りがありまして、2020年を皮切りに、いわゆる財政が国のほうも含めて縮小に移るといって、そういうような大きい背景を財務省のほうからも聞いております。これからの自治体経営も、いろんな形で何でもできるというようなことは多分少なくなるんであろうし、本当にもう民ができる時は民がやる、公ができるところの判断というものがはっきりとする、そういうような時代になっていくのではないかなというふうに思いながらご質問を始めたいと思います。

まず、学校教育のですね英語教育であります。今、大洗町はニーショーピンからポーランドの

ほうに変わりましたが、中学生から英語に親しまれるような環境づくりをしております。そのなかでALTの先生の配置も十二分に、学校に1人という形でやっていただいております。文科省が今回、来年度から正式に小学生の5年・6年生に英語教育を取り入れるという背景のなかで、現状をまずお聞きしたいんですが、まずそのお聞きする前にですね1つだけ、ちょっと長くなって申し訳ありませんが、私の今までの拙い経験のなかで文科省の考え方が、実は県を通じ、各市町村にくる時に、本来の考え方から少しずれてくるというようなことを私はその昔ですが、昔といってもそんな昔ではありませんけど、元出雲市長だった西尾先生から聞いたことがあります。この方はもともと文科省にいた方ですけども、それと併せて、最近なかなかいわれなくなりましたが、“ゆとり世代”という言葉がありました。ゆとり教育という、本質的なものが文科省の考えたゆとり教育と、現場のゆとり教育が大分変わってきていたと、この在り方。これが今回ですね、英語教育でどのように下の現場まで具体的にになっていくのかという視点でお答えをいただきたいなというふうに思っています。

ちなみに、そのゆとり教育のですね、大洗町も結構関係のあります有馬先生、ゆとり教育の時のやはり推進者の一人でした。ゆとり教育は、本来であればですよ、少し時間をゆったりとして、研究や自分で自己研鑽ができる勉強を自由にとれる時間を取ろうということでゆとり教育というのは実は始まったんですが、現場のほうでは本来どうなのかというと、あまり良い言葉ではありませんけども、じゃあ例えば宿題を全部出さなくして、ゆとり教育にしてしまおうとか、そういうようなことも過去にあったように思います。ですから、本質的な文科省の考え方が現場でどのように育まれるか、この視点でお尋ねに入りたいと思います。

まず、文科省の考え方も含めましてですね、小学校の英語教育の現状というものをお尋ねしたいと思います。次長のほうからお願いします。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

学習指導要領の改訂に伴いまして、令和2年度よりですね「新学習指導要領」が実施されることとなります。小学校3年生、4年生で外国語活動の授業が導入されることとなります。現行の学習指導要領におきましては、小学校5年生から外国語活動が始まっておりますので、2年ほど前倒しですのでね取り組みとなっております。内容については、「聞く」「話す」などのコミュニケーションが中心となっております。

また、小学校5・6年生におきましては、英語が正式な教科となります。内容につきましては、「聞く」「話す」に加えまして「読む」「書く」というような学習も入っております。

それでは、何故5年生から読み・書きが始まるのかということでございますけども、こちらにしましては中学校のですね学習にスムーズに繋げていく目的がございます。現行の学習指導要領におきましては、小学校で読み・書きがございません。せっかく小学校からですね英語を学んでいるのに中学校で急に読み・書きが始まりまして戸惑ってしまう生徒も多いという状況を踏まえまして、小学校5年生からですね読み・書きの学習が始まるというような考え方でございます。

こうした変更によりまして小学校3年生から6年生までにおきましては、授業時間のほうが年間35単位ほど増えてまいります。こちら1単位時間45分の計算となります。つまり、小学校3年生と4年生におきましては、外国語活動のためにですね通常の時間割に加えまして35単位時間追加となります。また、小学校5年生と6年生におきましては、現行のですね外国語活動のほうで35単位、授業のほうを行ってございますけども、これにまた35コマ増えまして合計いたしまして70単位時間という形になります。これは週に換算いたしますと、週に一コマですね増える計算となってまいります。

今回の学習指導要領の主な特徴、改訂の主な特徴といたしましては、「聞く」「話す」分野の学習を増やすことで、「読む」「書く」と合わせました4分野の技能をですねバランスよく高めていくということが今回の大きな改訂の特徴となっております。

この改訂を踏まえまして大洗町の取り組みでございますけども、新年度からの新学習指導要領の実施をですねスムーズに移行できますように、移行期間でありました平成30年度からですね小学校3年生の外国語活動としての年間35コマの授業、そしてですね小学5・6年生の英語科としての年間70コマの学習につきましては、既にですね2年ほど前から実施しているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。70コマ増えてくるという、子どもたちにとってはやはり長い時間が、勉強時間が変わってくるということになると思いますけども、この2年間やられて、現状として今どうでしょうか。更にですね、大洗町として特色あるような英語教育というのがやはり求められているのかなと思うんですけども、この辺りも含めて再度お尋ねをしたいなと思います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えいたします。

現在のですね英語教育の町の特色でございますけども、現在、英語でのですねゲームやリズムで楽しく学習する小学校5・6年生に対しまして、英語を読んだり書いたりする学習が始まる中学生ということからですね、学習することが楽しい小学校、または難しい中学校というような状況でございました。この状況を踏まえましてですね、子どもたちにとりまして小・中学校の英語の学習の繋がりを多くするための取り組みを現在始めているところでございます。

小学校3・4年生におきましては、アルファベットで英語に触れましてですね、簡単な英文を使って話す学習をしてございます。自分の好きな色を伝えるといった自分の思いを話す体験を持たせることが大切になってございます。例えば「I like blue.」ですね。『私は青色が好きです。』などでございます。

また、小学校5・6年生の英語学習におきましては、自分が好きなものを具体的に伝えるといった自分の思いや気持ちを伝える学習を展開してございます。更に簡単な英文をですね読んだり書いたりする活動もすることになってございます。例えば大洗町がどんな町なのか、自分の考えを話す取り組みにおきましては、例えばですけども「Tarashiyaki is delicious.」『たらし焼きがおいしいです。』、発音に関しましてはご容赦いただければと思います。

などですね、3年生から6年生にかけて、段階を踏んで英語に取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みのなかでですね、当然課題も出てくるわけでございますけども、一つの課題といたしましては、英語を専門としないですね小学校教員が英語を教育するという機会が増えてまいります。また、2つ目の課題、子どもと子どもが1対1で英語でやり取りする学習をさせることとなります。また、小学校の英語教育の変化はですね、中学校教育に生かす必要があると、この3つが課題として挙げられているところでございます。

こちらの課題の解決いたしましてはですね、町の特色ある取り組みになりますけども、特別に指定しました中学校の英語教員のほうを小学校5・6年生の各学級の授業に週1回ほど関わっていただきまして、英語の授業のやり方について指導・助言を行っているところでございます。特にスモールトークといいまして、子どもと子どもの1対1の英語での会話のやり取りの仕方についてですね模範を見せたり、子どもたちへの教え方に関わって一緒に英語の授業を行っているというような状況でございます。

また、小・中学校の英語教育担当者の職員のなかでですね、小学校の英語学習の状況を話し合いまして、中学校の英語教育にも役立てているところでございます。これは小・中連携の取り組みとして実施しているところでございます。

またですね、更に先ほどですね坂本議員からご案内がありましたとおり、ALTのほうをですね各校に配置してございまして、以前からですね小学1年生からの英語教育をはじめといたしまして、これは授業時間外にもですね休み時間であったりとかですね、給食を一緒に食べたり、クラブ活動もですねALTとしての関わりを持ちながらですね日常的に英語力のほうを深めている取り組みができていのも一つの特色でございます。

また、小学校で学んだ英語を引き続きですね興味・関心を持ったなかで中学校英語教育に生かされますように、新年度より新たに実施いたします「放課後英語教室」であったり、英検の助成事業もですね展開してまいるところでございます。これら町の特色を生かしながらですね英語教育の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 懇切丁寧にありがとうございました。比較的順調に流れているというふう感じております。英語が全てではありませんが、やはりコミュニケーション能力として英語もツールの一つであるということは大事なことであり、更にですね中学校に行き、興味を持って楽しめる英語というものがやはり小学校の時に育まれれば、更に中学校に行った時にですねあまり問題意識を持たずに、そのまま進めることができるのかなど。5級までですか、英検っていうのは、5級、4級、3級と、3級まで中学校内に取れば、それなりに学習能力があるという形になると思いますし、さらには楽しい今後の生活にも、今、英語できて当たり前という社会になっておりますから、その辺りはですねもっと十分にお力を注いでいただきたいなというふうに感じました。

実際には、これ以上の取り組みというのは、そうはできないと思いますけども、英語能力云々よ

りも、やはり英語のあとは勉強の仕方、先ほど課題のなかで先生方が勉強のなかであまり英語に得意じゃないという先生もいらっしゃるというのも多分あるんだろうというふうに思います。とある高校の話ですけども、“Danger”（デンジャー）という『危険』という英語がありますが、これがとある高校の英語の先生は「ダンガー」と子どもたちというか生徒に教えておりました。そういう先生もなかには、昔の話ですけどもいたということで、うちの高校ではありませんけども。そういうような、やはり間違った英語教育にならないような、しっかりとですねALTの皆さんたちとともに英語の学習に力を入れていただきたいというふうに。

教育長にお尋ねします。この英語教育に対する文科省の目的、そして更には今お聞きしましたけれども目的、そこに現場として、今の課題をどのように払拭できるか、端的で結構ですからお答えいただければと思います。

○議長（小沼正男君） 教育長 飯島郁郎君。

○教育長（飯島郁郎君） 坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

冒頭にございましたゆとり教育のお話のございましたけども、英語教育が導入される背景としましては、国際社会に生きる日本人の育成という大きな枠組みのなかから、経済界、企業、そして大人社会でも英語を使う機会が非常に増えてきていると。経済界等からの要請もあると。そのなかで大学入試の改善、それを受けて中・高校の英語教育の内容の変更、そこをベースにして中学校から始まっている英語教育では、時代遅れといいますか乗り切っていけないということで小学校に英語の教科化の導入が決まりました。新しい学習指導要領で小学校、本年度から本格実施ということになります。

冒頭でおっしゃられたそのゆとりの本来の趣旨というところでは、議員ご提案のように、自分で自己研鑽できる学びということは、大洗町の教育振興基本計画の中でも同感でございまして、学びの姿勢づくりという大きな枠の中で自主自立の育成という柱を掲げて取り組んでいるところでございます。これは文科省でゆとり教育を推進した最初の趣旨にかなうものでもありますし、そこを継承して実施しているところでございます。

学習指導要領で各学年の実施方法については次長のほうから答弁をさせていただきましたので省略いたしますけども、先ほどの英語を専門としない小学校教員が英語教育をする機会が増えるということで、これはまさに全国的に大きな課題として持ち上がっているところでございます。これまで小学校の教員の英語に対する免許の所有は採用の条件にはなっておりませんし、現在もなっておりません。ただ、教科化として教えるとなると、それなりの対応をしていかなければならないので、国のほうでは中学校専科教員の加配という形で実施しますが、これは年次計画で、全国一斉に各校に1人ずつというわけにはいかないもので、大洗町には今年度の配当はございません。要望はしたんですけども。大洗町では5年前からこの英語科が導入されることが決まっておりましたので、小学校の先生の英語の所有状況といえますか、今全国で平成30年の全国平均で小学校で英語の免許を持っている先生の比率は5.9%でございます。その状況のなかで大洗町では5年前から導入が決まった段階で、年次計画で、今、大洗小は管理職も含めて7人、25%、南小学校は3人、19.6%、全国平

均よりはかなり多い英語の免許を持った先生を配置しているところがございます。それから、ずっと以前から議会のご協力もいただきまして、ALTを1校に1人配置をさせていただいておる状況のなかで、そういう意味で先生方の研修も校内に複数の英語免許を所有している先生がいることと、ALTが1人ずついるということで、効率的な校内研修が進められるかなというふうに思っております。

昨年度、平成31年度、今年度末までですけれども、文科省の指導で英語教育改善プラン推進事業というのを受けて、中学校の英語教員が小学校の英語の授業にアドバイスを、そういう事業を今年度も継続して県事業として実施する予定です。

まとめますと、あとその小・中連携のなかで中・高連携の英語教育を是非推進していきたい。中学校は、オールイングリッシュの授業を基本にするという方向性も出てますので、小学校5・6年段階で、できるだけ英語の初歩的な技能を身に付けさせて進めていければなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。教育問題はこの辺にしたいと思いますが、これからの課題としてたくさんあるとは思いますが、大洗町、とある教育委員会の一部の教育委員の方から、大洗、もっと英語を強化して、大洗に来ると英語が話せるようなそんな学校にしてくださいよっていうことをいわれました。やはり特色ある学校づくり、前回は私質問させていただきましたけれども、大分いろんな意味でちょっと出てるこの学習状況の診断、大分上がってきております。この中でもですね、やはり英語がもっと重要視される時代の時には、やはり特色ある、大洗であれば英語がもっと耳にも慣れる、そしてちょっとした話ができると。私、中学の時にですね学校の先生にいわれました。英語は暗記でいいんだよと、最初は。今でも覚えております。ちょっと披露させていただきたいと思いますが、《英文披露》これ中学校の時に覚えろっていわれまして、未だに忘れないんですが、多分英語ってそんなものなのかなというふうに思います。

これで教育のほうは終わりにしたいと思いますが、ちなみにですね、次は安心できるまちづくりの在り方、これはいろんな問題で、今日は福祉課長のほう、多分ご登壇多いんで、少し簡単にさせていただきたいと思いますが、今回ですねちょっとスライドを用意させていただきました。ちょっと見ていただきたいんですが、これはとあるスーパーでの主張販売です。これはその後の話になりますけれども、先日、境町で、多分トップランナーだと思いますが、自動運転バスの11人乗りがコミュニティバスとして取り入れられる試験的なものだと思います。ここにつきましてですね、安心できるまちづくりの在り方というのは、こういった買物難民といわれる方、こういったものに関しましてはこのようにですね、今、スーパーやコンビニエンスが自然に、自然というかマーケティングリサーチしますと、やはり商売としても成り立つということがわかってきたからなんだろうと思いますが、今こういう形で普通の、自宅にいても買物ができる。これによって買物難民は払拭できます。更にですね、先ほどの足の問題、これは財政が結構伴うので何ともいえないんですが、こういった考え方、前回は私、大洗町のコミュニティバスを、後期高齢者、フリーバスにす

べきだということをお願いしたけども、それとはまた別問題としましてですね、こういったものが現状どうなのかという確認をちょっとさせていただきたいなと思うんですけども、まずこのコミュニティバスについて、現状、境町の取り組みというのはどうなっているかお尋ねをしたいんですが。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） ただいまの坂本議員の質問に対してお答えいたします。

私のほうでもですね、境町のこの自動運転バスということで、メディア情報であったりですね会議資料等によるようなそういった情報でしかないんですけども、その点ご容赦いただければと思いますが、こちら境町のほうでは町内の移動手段として11人乗りですね、書いてありますとおり、の自律走行バスを活用して、今年4月を目途に公道において定時定路線の自動運転バス実用化を行うというふうに聞いております。

運行経路といたしましては、町内の医療施設や郵便局、学校、銀行などの主要な拠点を結ぶ往復5キロでの運行で、交通量が少ない、主要道路上の交通結節点へ接続するそういった役割を担うものというふうに推察されます。

また、自動運転に当たりましては、AIによる走行中の異常検知機能を有するほかですね、バス車内外に複数台のカメラが搭載されておりまして、オペレーターが遠隔にてリアルタイムの監視をすることにより、車内安全の維持や緊急時の対応など、安全な自動運行の実現を可能としているもようでございます。ただ、現段階におきましては、車内にドライバーと保安要員兼案内係の2名がですね同乗しなければならないということで、通常のバスよりも人手を要してしまうのが実情というふうには聞いております。

また、議員からも今、費用のお話ございましたけれども、この自動運転バス、境町のほうでは自動運転バス3台のほかですね、遠隔にて監視するシステム費用も含めまして、国の補助金として2分の1を見込んでいるというふうには聞いておりますけれども、それでも5年間で歳出ベースで5億2,000万円の予算を予定しているというふうには伺っております。

こうしたことから、現状の本町の公共交通の運行状況を考慮した時に、町として即座に導入というふうなことまで検討するものではないというふうに考えておりますけれども、境町をはじめ他自治体などにおける自動運転バスの今後の状況をですね把握しつつ、自動運転バスを含めた新たなモビリティにつきましては、引き続き情報収集に努めてまいりたいというふうには思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。そんなにかかるんですね。財政支出がそこまで多い、それに住民サービスが果たしてそこまで使っているのかという税の公平使用という観点からすると、やはりちょっとかかりすぎだなと。これは私は現状を確認しただけでありまして、当町で云々という話は一切ありません。

なおかつですね、安心できるまちづくりのもう一つの視点はですね、高齢者になった時、先ほど買物の件は買物難民というものは、ああいう形で各スーパーや各店がやればいい。できるようになっ

てきました。しかし、医療関係、ここだけはまだ自分で行かなければならない。訪問医療の話が先ほどちょっと出ました。訪問医療というものが、なかなか緒につかない。先生方はやはり、一部やっ
てる先生、クリニックもありますけども、この辺りの医療の在り方、先ほど柴田議員のほうからも
“終活”という話がありました。やはり医療というものの質、更には訪問医療が、更にもっと充実
していけば、本来の、本人の意思というものがはっきりと明記でき、そして伝わっていくと。ご家
族が例えばですね救急搬送されたとしても、ご家族がその場になくても、訪問医療をやっている
場合には必ずその先生に連絡がいくという形になるんだろうと思います。その時に終末医療とい
うか、先ほどもちょっと柴田議員とも話をしましたが、一番の問題は本人が意図せぬ、例えば人工心
肺を付けられてしまった、意識がないなかで。これ一生外せないんですね、亡くなるまで。こうい
った医療の現場の問題があります。そうしますと、そこをどうするかということを考えますと、やは
り地域医療の訪問医療、訪問介護、全てですねどのようにもっと充実させていくか。医療制度とし
てやはり難しいのは、先生方を、じゃあやっってくださいといっても、なかなか先生方はすぐにはやっ
ていただけない事情も各クリニックにはあります。その中で現状の訪問医療の在り方というものを
どのようにお考えなのか、担当課のほうから答えられる範囲で結構ですから宜しくお願ひしたいと
思います。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 議員のご質問にお答えいたします。

訪問医療、訪問介護、そちらの状況をどのように捉えているのかというご質問でございますが、
先ほどの柴田議員のご質問でもお答えいたしましたけれども、やはりまだ大洗の町民のなかには自
宅で医療を受ける、自宅で介護を受けるっていう認識が、まだまだ根付いていない状況かと思われ
ます。やはり家族が何か苦しんだ時か何か倒れた時は、まず救急車呼んで病院に運ぼう、その意識
が一番強いんじゃないかと考えます。ただし、先ほども申しましたけれども、高齢者の終末期の医
療、認知症であったり、後遺症であったりに対する医療っていうのは、やはり手術などでは対応が
できないそういった医療も多うございまして、そういった医療というのは、やはり寄り添う医療、
自宅で受ける訪問医療、そちらのほうが、よりご本人の尊厳を尊重し、生活の質を落とさずに受け
られる医療だよということを、もっともっと町民のほうに周知していく必要があります、それに対して
は訪問医療のできるドクターがどこにいて、そのドクターの指示を受けて動ける看護師がどこにい
るのか、そういった情報も町民のほうにしらしめていく必要があると考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。非常に難しい問題、しかし、やはり必要のある
問題、ほとんどの高齢者の方が病院に行って、大分先は厳しいですよといわれる方は家に帰りたい
って、ほとんど私いわれて聞いてます。皆さんそうだろうと思いますよね。それをやはりできるのは
在宅医療であって、私は何故この話を強くいうかというと、私の父も家で看取りました。いばらき
診療所の理事長、私の友人ですから、なおかつ私は顧問をしております。そういう関係もあって、
毎日医者と看護婦が来ていただいて1カ月、家で亡くなっていただきました。その際にやはり父は、

最期はやっぱり家で、家の畳で亡くなりたい、それが遺言というか父の望みでしたから、そのとおりでできましたけども、なかなか私のようにですぬ近くにそういった情報がある人ばかりではない。ですから、帰れる時に帰れるような態勢があるということを是非皆さんにも知っていただいて、そういうところもこの水戸地域に1カ所ありますけども、ひたちなかにもあります。日立にもあります。そういう活動をしている医療もあります。ですから、近くのクリニックのとあるところも訪問医療はやっておりますけども、専門ではありません。いろんな問題で難しいと思います。ですから、そういうところも含めてですぬ、安心して生きれる町っていうのは、買物はできます、車乗らなくてもいい、コミュニティバスは将来どうなるかわかりませんが、移動手段もできれば、そこに医療というものが入ってくれば、その次はやはり介護になってきたり、それが全て網羅できる。ここについてはですぬ、先ほど財政の縮小の話はしましたけども、どうしても20年生まれ、この間もいいましたが、20年生まれの方々が高齢化になった時に、その後10年間、非常にたくさんの方が高齢化になります。その時のやはり受け皿として今からしっかりと形をとらなければいけない。今、課長さん方はみんなお若くなっているんで、これからまだまだその先を見据えた計画も立てられるんじゃないかと思っておりますので、是非ともですぬそのあたりはお考えをいただきながら、大洗っていい町だな、安心して暮らせるよと、終末もこうなんだというようなね、町にできたらなというふうにして一人として思っております。

ここにつきましては、これ以上の質問はいたしません。やはり安心して住める町というのは、1つだけあと救急業務大変で、よく出ると私の脇通りますんで聞こえますけど、大変な数が出ておりますね。本当に救急業務だけではなくですぬ、地域医療の在り方が、もう少し充実すれば、そのあたりもうまく回る町になるのかなという思いがあつての質問でありました。この問題はここで終わりにさせていただきたいと思っております。

更に、過日、大洗町議会で一宮のほうに行つてまいりました。前にも私はスケートボードの話からサーフィンの話、オリンピック競技になったということも踏まえてご質問をさせていただきました。その後ですけども、確か笠間市で県内一番大きいローラースケートじゃないか、スケボーのパークをつくる構想が新聞に載つてたと思っておりますが、これも一つ、質問ではありませんから、こういったものも含めてですぬ、やはり時代はサーフィンとか、例えばスケボーとかいわれるような、以前はマイナーな単なるちょっとしたおにちゃんという言い方おかしいんですが、少し茶髪の方々が多かったスポーツだと捉えられておりますけども、現実は今ももう社会構造のなかでもしっかりと根付いて、そういうスポーツになってきました。

そこでお尋ねしたいんですが、今ここに写っているのは、先日一宮へ行った時の駅前にある施設にある貸し出しの自転車と貸し出しのサーフボードです。こういうのも踏まえて、今ですぬ大洗町がサーフィン愛好者、いわゆるサーフユニオンがありますけども、そういった方々との考え方も含めてどのような取り組みになっているか、まずはお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 米川英一君。

○商工観光課長（米川英一君） 議員のご質問にお答えをいたします。

まず、サーフィンに対する町の取り組みでございます。商工観光課サイドの回答となってしまいますことをお許しいただきたいと思っておりますけれども、商工観光課といたしましては、サーフィンの大会を2回開催をしてございます。一つがですね、ビギナーもエントリーできましてサーフィンの普及と海への誘客ということを目的といたしました「O A R A I カップサーフィン&ボディボードフェスティバル」というものを開催しております。令和元年度におきましては、258名の参加と2日間開催しまして延べ1,600名のギャラリーを数えております。

もう一つの大会でございますけれども、ジャパンプロサーフィントゥアーに位置付けられておまして、地域文化の一つとしてサーフィンを定着させることを基本理念としている「I . S . U 茨城サーフィクラシックさわかみ杯」というものがございます。こちらでもですね令和元年度におきましては、J P S A 公認プロ、それから登録アマチュア250名の参加をいただきまして、4日間で延べ5,000名のギャラリーを数える大会となりました。以上の取り組みでございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。前回にもこのお話は答弁いただきましたので省略しますが、そういう町の取り組みがある。そして、今回私がこれを、スライドをどうしてここに写したかという、最近よく町の中をですねボディーボードっていうんでしょうか、もっと小さいですけど、持ち歩きながら埼玉から来るある方がいます。その方に湘南は手ぶらで行けるんです。向こうにそういった施設がある。ですから、もっとお客を呼ぶためにはそのほうがいいんじゃないですかという提案をいただきました。確かにそうなんだなと。しかし、ここってじゃあどこの部署なんですかという、町がやる問題ではない、現実論としては。しかし、一宮は今回、いろいろなオリンピックということもあったので商工観光関係でしょうか、がやってらっしゃるみたいですが、町が直接じゃなくても何らかの形でできるんじゃないかという感じは受けております。そして、そこをもう少しサーフユニオンの人たちと、どうしたらできるかとか、そういった取り組みっていうのは、今までされたかどうかわかりませんが、現実論としてね、やはりサーフを生業としている人たちがそういうことを考えればいいわけでありまして、しかし、海水浴場が今回縮小されます。その分、サーファーの場所がもっと優遇されるというか広がります。そういう考え方も踏まえますと、必然的にサーフィンの客体を増やしていく。そうなることによって大洗の来遊客をまた別な意味で増やしていく。いつまでもガルパンのアニメーションは、そんなに続かないでしょう。そろそろ陰りが見えてきております。そういう中において、本来のまちづくりとして、やはり海をどうしても大洗からは外せない。外せないのであれば、民間がやる仕事の一部やはり行政が携わってもいいだろうと。今回、駅前に情報センターができます。そこに、こういったものの設置が可能かどうかはわかりませんが、どのようにできるのか、その辺も踏まえてですね新しい考え方、そしてそこにサーフィンに対する物理的な考え方も含めて、民間と官の違いもありますが、その辺りお答えできる範囲で結構でありますからお答えをいただければと思います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 米川英一君。

○商工観光課長（米川英一君） 再度のご質問にお答えをいたします。

今現状、町で整備をしております仮称とはなりますが観光情報交流センターというものがございます。こちら、今の現在の駅舎の脇に建設を予定してございます。そこにつきましては、観光コンシェルジュを配置しまして、きめ細やかな観光案内、また、ニューツーリズムの開拓、ワークショップやセミナーなども実施する予定でございます。今、議員から提案のございましたサーフィンにつきましても、大洗町の重要な観光資源の一つでございます。来遊客に対しましてですね、有益な情報を提供していくことがセンターの使命というふうに捉えておりますので、当然ですねそこには対応していくべきものと考えております。

また、レンタルボード、それからボードロッカーと呼ばれる預かりのシステムとかですね、以前、議員からご質問いただいた折に確認したところ、既に取り組んでいる民間事業者もございます。現状、民間事業者の方々と横の連携が明確ではないところもございますので、駅を利用してですねサーフィンに来られる方、そういった方々のニーズを見きわめながら、今度連携してサービスを提供していきたいというふうに考えております。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。重複する、前回と同じような質問もありましたけども、実際にその一宮を見てきて、現実的にそういうもんなんだなというものを踏まえてね再度お尋ねしたわけですけども、やはり今後の在り方としては、やはりこれからのまちづくり、もっと本気になっていかないと1万5,000人切ってしまうんじゃないかというのがありますし、大洗は本当にコンパクトシティとしては最高の場所になると思います。先ほど来からいろいろ、前のお二人の議員からご質問があったようにですね、いろんなところがいろんなこういう要望とか出ておりましたけども、ほかの町村を見ておきますと、ほかの町村から比べて大洗町がどれほどいいかという、これはやはりほかを見て、やはり我が町を知るといふ、そういうところも含めてですね、私はこの町の良さというものをもっとアピールしていただけたらなというふうに思います。

時間もあと17分でありますけども、町長のほうにですね総論としてちょっとお尋ねしたいのは、学校教育の中の英語教育の在り方、そしてALTの配置の在り方、更には今回は確か1,300万ほど任用の方が出ております。1年間ですね、学校の先生方も出ております。大洗では非常に、ほかの町村から比べると町独自の先生方が、もうしっかりと配置いただいていると。これはもう先生方も共通の認識でありますし、ここに対してですねどのような、これからの強化っていうのは難しいと思いますが、強化っていうのは強くするという意味でね、難しいとは思いますが、この教育の在り方、更には特色ある大洗町の教育、英語教育がどうなるのか、ALTの配置の問題、そしてALTの皆さんたちにどのような角度で更に協力をいただけるのか、こういったところも最終的には予算措置というものがやっぱり関係してきます。

それと先ほどのまちづくり、安心してできるまちづくりの訪問医療の推進の在り方は、具体的にはどうやったらいいのかということも町長のほうからご答弁をいただきたいのと、あとこのサーフィンの件ですけども、これは自然発生的に、波は自然に来ます。いい波なのか悪い波なのかは私たちが決めるわけでもなく、皆さんが決めるわけでもなく、やはり自然から来るものです。この自

然から来るものに対して町がどのようにそれを受けて、もっとさらにいい環境にするかというのは、いろんなやっぱり予算措置がそこに関係するんだらうと。ここを含めまして総論的に町長からご答弁を10分ぐらいでお願いをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） それでは、坂本議員から3点ほどのお尋ねをいただきました。

一つには英語教育の問題、我が町の教育の問題、我が町の教育につきましてはですね、もうご案内のとおり質の高い教育を目指そうというようなことで加配の体制とか教員の充実をしっかりと図って、それに対応しようというような取り組みを強めているところであります。

令和2年度は特に3・4年から英語教科が始まるというようなことを踏まえまして、より充実した英語の取り組みをやるようにということで、放課後の英会話教室、こういうことも展開しようというようなことで予算化させていただいたところであります。

単に英語のみではなくてですね、このやっぱり英会話などを充実させるということは、グローバルな社会環境のなかでしっかりと英語教育を強めて、そして今後ですね、やっぱり平和な世界を築いていく人材に育っていく、そういうようなことが一つその英会話の中にも求められるんだらうというふうに思っております。これはIB（国際バカロレア）というそういう一つの取り組みのなかでですね、全人類の教育水準を上げていこうと、そういうことが考えられているなかでありますので、より我が町はそういうなかで先行して充実を図ってですね、特色ある歩みを強めていければというようなことを考えているところであります。

英語教育につきましては、教育長、課長からも話がありましたように、小・中連携の環境を生かして、笑顔でやっぱり中学校に入っていけるような環境を強めていこうというようなこと、更にはですね感情や楽しさを一つの英語に生かしてですね、学びに向かうその力をつけていこうじゃないかというようなこと、そしてまた、知識、思考力、探求心、思いやりの心、そういうものをしっかりと生かしていけるような児童になっていくこと、そういうこともやっぱり英語教育のなかにしっかりと包含されていくんだらうというふうに思っておりまして、こういうところをしっかりと充実させようという取り組みを令和2年度、考えてですね措置をしたところでありますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。

もう一つは、だんだん医療制度が変わってきて、町民の皆さん方が安心して暮らしという環境をやっぱり強めていかなきゃならんというようなこと。私も今、この医療制度が変わることによって、水戸保健所管内の医療懇談会の委員に、地元では医師会の会長を務めております會澤先生とともに参加をしているところであります。なかなかやっぱり訪問介護、しっかり将来に向けてですね充実を図っていくというのには非常に高い山を越えていかなきゃならないような課題がたくさんあるんだらうというふうに思っています。ご案内のとおり、我が町の今の実情からいけば、単身の老人の皆さん方が1,300名ほどおられる。老老世帯を入れますと3,000名からおられるというようなことであります。そういうご家庭が、果たして訪問介護で家庭で医療を受けるような環境になるかっていうと、なかなかこれもまた難しい環境かなというふうに思っておりましてですね、医療制度では大体急性

期において今扱ってきている病床はだんだん減らされて、そして安定期、そういうところに移行するような環境が強まっているということでもあります。療養型のベッド数を増やさなきゃならない、そういうようなことも一つの大きな課題になってきております。

幸いに我が町、大洗海岸病院もあってですね、それまでのベッドを持ってる病院でもあります。ここをやはり充実して、安定期、いうなら療養型で受けていただくのもこの訪問介護と併せての大きな一つの取り組みだというふうに思ってます、議員の皆さん方にご理解いただいて医師確保についての助長策などについてもお願いをし、ご理解いただいてスタートさせていただいたところがあります。だんだんこのところを充実させることによって、より訪問介護にも対応できるような医師の在り方、こういうようなことも考えていかなきゃならんというふうに思っておりますし、単にこの訪問介護は医師の問題だけではなくて、看護師の皆さん方の人材をいかに確保するか、そういうようなことも伴ってくるだろうというふうに思っておりますので、より医師会ともですね協議をしながら、変わりゆく環境にしっかり対応できるような歩みを強めていくことが肝要だというふうに考え、そういう取り組みを強化するつもりでございますので、どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

また、サーファーの問題であります。これは我が町に相当数のサーファーの皆さん方、おいでいただいているということでありまして、今、担当課長から話がありましたように、民間でそのクラブとして展開をしていただいているところも2、3カ所あるというようなことでもあります。先に飯田議員からも海辺の賑わいづくりの問題、夢town大洗スポーツクラブが今担っていただいておりますが、今ひとつやはりこの目的に沿ってですね賑わいづくり事業が、まだ軌道に乗りきれないでいるところもあります。こういうやはり事業をやるのは、やっぱり知恵と工夫を凝らして、いかにまた民間の皆さん方の力も借りながら、しっかりとその充実を図っていくかというようなことだと思っておりますから、このやはりサーフィンの活動、サーファーの皆さん方の扱い方、こういうようなところにつきましてもですね、令和2年度はしっかりと海辺の賑わいづくりのなかの事業として入れて、そして既にそうしたお客さん方を扱っている皆さん方と連携を強めながら、より良い環境をつくり上げていくことが大事だろうと思っております。ただ、問題は、ハードな面でもサーフボードを扱う場所を、特に公的にありませんし、あるいはまた便益施設でもですね、シャワー施設があるというようなことでもなくてですね、いろいろな課題はたくさんあると思うんですね。こういうことを発展させるのに。そういうところを今後やはりマリンリゾートの充実を図るというようなことで、そういう施設づくりにも一生懸命力を入れていくことが大事なんだろうというふうに思ってます。

これからの観光の振興は、スポーツ観光、こういうところをツーリズムにしてですね発展させるということは非常に大事なことだというふうに思ってますから、せっかくこの資源が、資源として宝庫になっている、これをやはり我が町が生かさない手はないので、こういうところをしっかりと生かしていくことが肝要だというふうに思ってます、そういう努力を、より強めていかなきゃならんというふうに考えております。より成果が上がる令和2年度になればというふうに思っておりますし、みんなでやはりこの官民一体で頑張るって、そういう成果を上げられるようにですね展開していき

いというふうに思っておりますので宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。海の賑わいづくり、創出づくりというのは、町が直接できることではなく、やはり夢townであったり、大洗海の大学であったり、そういうところがやはり、一つはNPOで、一つは有志団体でありますけども、こういったところも含めて、やはりもう少しですね流れをつくっていただければなというふうに思っております。

これは全然議会とは別個の話になりますが、私はジョイフルグループ本田記念財団の評議員やっております、大洗のとあるスポーツ団体に100万ほど寄附っているか、毎年活動費を出させていただいております。理事長はもちろん本田 理ですが、私の大の親友であります。来月もちょっと話し合いで会う予定になっておりますが、そういった流れで大洗町にもね、いろんな財団からやはり協力をいただけるようなそういう活動も含めて、町にお金がなければいろいろな財団からそれをお手伝いをいただくというのも一つの手であろうというふうに思いますし、そういったところをもう少しですね強化しながら、皆さんの直接の仕事じゃなくてもですね、そういうものがあるということをしらしめる、そしてそういう活動に結びつけられるような情報提供、そういったものをやはりしていただければなというふうに思います。

最後になりますけども、これは質問じゃありませんが、これから厳しい社会状況になるだろうと、先ほど申し上げましたように2020年以降、財政は多分、地財計画は毎年なだらかに右肩下がりにするというのは財務省のほうから聞いております。間違いなく厳しい時代が来るんであろうと。福祉にお金が掛かってしまう、掛かってしまうという言い方はおかしいんですが、掛かるようになる。そういう社会状況において、町長、1年も2年もまだまだ頑張っていただかなければいけないなど、今後、まだですね私たちもいますけども、今の時期、ちょうど2020年スタートなんです。ここにおいて、また新しいですね政治体系になるんで、私はもう少し町長に頑張っていたきたいなということをごここで明言をさせていただきます、質問を終わりにしたいと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） ご苦労様でした。

以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日3月10日午前9時30分から、2名の議員による町政を問う一般質問が行われますので、是非傍聴をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午後0時52分

